

令和4年度 建設工事等実務資料

- 1 令和3年度 建設工事等検査結果 資料1
- 2 島田市入札・契約制度の改正事項及び注意事項 資料2
- 3 国等からの通知・通達 資料3

令和3年度 建設工事等検査結果について

1. 検査件数・金額（工事100万円以上・委託100万円以上）

年度	全体 (①+②)	① 工事							② 業務委託			
		完成	中間	材料	材料製造	既済部分	手直	計	完成	中間	既済部分	計
令和3年度	件数	256	168	63			2	233	22		1	23
	契約額 円	4,776,183,500	4,287,334,700							488,848,800		
令和2年度	件数	307	166	114			4	284	20		3	23
	契約額 円	7,536,944,287	7,347,147,787							189,796,500		

※上記には、新病院建設事業、駿園学園管理組合を含む。

2. 令和3年度 大型工事(1億円以上)の完成検査

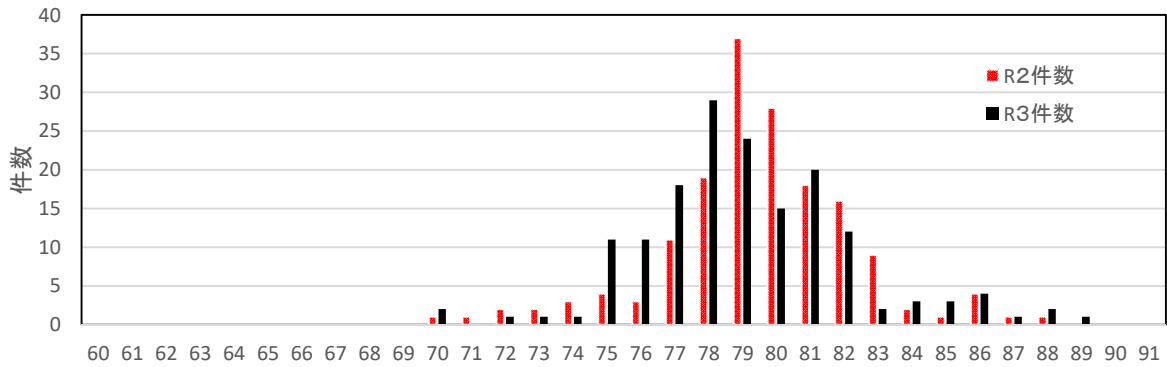
工種	請負業者名	工事名	請負金額 (円)	評価		備考
				点	等級	
建築	(株)アーク東海	令和3年度 島田第四小学校屋内運動場等建設工事	778,800,000	86	B	教育総務課
水道	大河原建設(株)	令和元年度 天神原配水池整備工事	725,769,000	87	B	水道課
解体	(株)ピーエス 三菱 静岡営業所	令和2年度 島田市旧清掃センター煙突解体工事	148,311,900			環境課
舗装	(株)エコワーク	令和2年度 社会資本整備総合交付金事業 東町御請線舗装工事	140,250,000	88	A	建設課
土木	大河原建設(株)	令和2年度 防災・安全交付金事業 六合駅前広場整備工事	130,680,000	82	B	建設課
土木	(株)アーク東海	令和2年度 野田・元島田地内排水路新設工事	127,435,000	79	C	建設課
土木	(株)特種東海 フォレスト	令和2年度 ふじのくにフロンティア推進区域整備事業 アクセス道路3号線整備工事(その1)	122,859,000	88	A	内陸フロンティア推進課

3. 令和3年度 主要な業務委託

工種	請負業者名	業務名	請負金額 (円)	備考
測量設計	(株)石本建築事務所 名古屋オフィス	島田市新庁舎建設実施設計業務委託	242,000,000	資産活用課
監理	(株)楠山設計静岡事務所	令和元年度 島田第四小学校校舎等建設工事監理業務委託	49,500,000	教育総務課
設計	(株)大瀧建築事務所	令和3年度 島田第一小学校校舎等改築工事实施設計業務委託	35,574,000	教育総務課
測量・設計	不二総合コンサルタント(株)島田営業所	令和2年度 防災・安全交付金事業 谷口道線測量設計業務委託	25,861,000	建設課
測量・設計	不二総合コンサルタント(株)島田営業所	令和2年度 尾川上伊太線災害復旧測量設計業務委託	23,650,000	建設課

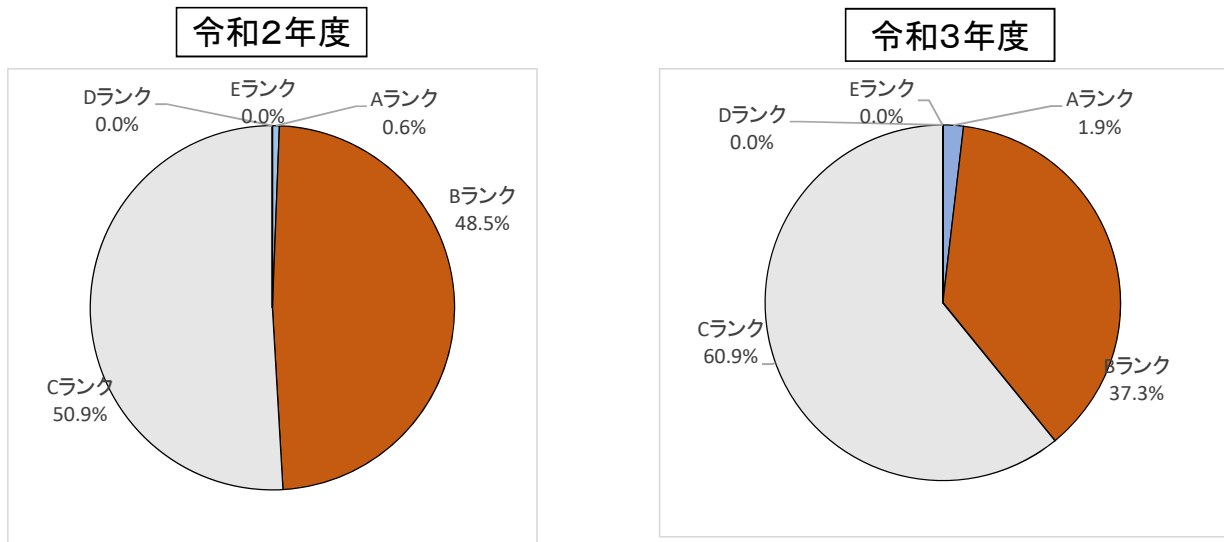
4. 工事成績 分布

完成検査における評価点別件数



評価点 平均点:加重=83.1 (81.9) 単純=79.1 (79.6) ()内はR2

成績ランク別分布



- A : 特にすぐれているもの (100点~88点)
- B : 優良であるもの (87点~80点)
- C : 普通であるもの (79点~70点)
- D : やや劣るもの (69点~60点)
- E : 劣るもの (59点以下)

	Aランク	Bランク	Cランク	Dランク	Eランク	評価無 (解体等)	合計
R3	3件	60件	98件	0件	0件	7件	168件
R2	1件	79件	83件	0件	0件	3件	166件

5. 令和3年度 Aランク工事

工種	請負業者名	工事名	請負金額(円)	評価	備考
造園	大河原建設(株)	令和3年度 公園・緑化推進事業 向島町公園整備工事	76,582,000	89 A	建設課
土木	(株)特種東海フォレスト	令和2年度 ふじのくにフロンティア推進区域整備事業 アクセス道路3号線整備工事(その1)	122,859,000	88 A	内陸フロンティア推進課
舗装	(株)エコワーク	令和2年度 社会資本整備総合交付金事業 東町御請線舗装工事	140,250,000	88 A	建設課

令和3年度 業種別工事検査件数・成績評定一覽

作成時：令和4年4月26日

()書きは、令和2年度の数值

検査業種	検査件数					業者数	工事成績別ランク別件数					最高 評定点	最低 評定点	平均 評定点 (加重)	平均 評定点 (単純)	検査対象金額 (円)		
	完成	中間	材料	既済 部分	材料 製造		手直	A (100~ 88) 特に優 れている もの	B (87~ 80) 優良であ るもの	C (79~ 70) 普通であ るもの	D (69~ 60) やや劣る もの						E (59~) 劣るもの	評定無
土木一式工 事	55 (61)	15 (37)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	27 (36)	27 (24)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	88 (88)	70 (70)	81.2 (81.8)	79.7 (80.5)	1,293,303,000 (1,600,032,500)	
建築一式工 事	13 (20)	8 (27)	0 (0)	1 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (7)	10 (13)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	86 (84)	75 (74)	85.5 (82.7)	78.8 (78.7)	830,407,600 (2,162,333,800)	
電気工事	4 (10)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (2)	4 (8)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	78 (83)	75 (73)	76.4 (79.9)	76.8 (78.4)	14,663,000 (428,874,435)	
塗装工事	2 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	76 (77)	75 (77)	76.0 (77.0)	75.5 (77.0)	37,075,500 (3,289,212)	
造園工事	5 (3)	4 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	2 (1)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	89 (80)	77 (79)	83.6 (79.8)	81.8 (79.3)	232,694,000 (34,485,000)	
機械器具設 置工事	8 (5)	0 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	8 (4)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	79 (80)	72 (73)	75.2 (76.4)	75.9 (76.2)	35,656,500 (27,863,440)	
舗装工事	21 (15)	14 (18)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	17 (15)	3 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	88 (86)	77 (80)	84.1 (82.7)	81.7 (82.1)	373,142,000 (202,429,700)	
解体工事	7 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	7 (3)					203,674,900 (34,752,300)	
管工事	23 (16)	1 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (4)	19 (12)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	81 (83)	73 (75)	77.7 (81.5)	77.7 (78.5)	128,093,900 (438,823,000)	
水道施設工 事	17 (19)	20 (16)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	6 (13)	11 (6)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	87 (83)	75 (78)	84.6 (80.6)	79.6 (80.1)	1,054,266,400 (335,234,900)	
その他工事	13 (13)	1 (6)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	12 (13)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	81 (79)	74 (72)	77.2 (76.0)	77.0 (76.6)	84,357,900 (2,079,029,500)	
合計 平均	168 (166)	63 (114)	0 (0)	2 (4)	0 (0)	0 (0)	3 (1)	60 (79)	98 (83)	0 (0)	0 (0)	7 (3)	89 (88)	70 (70)	83.1 (81.9)	79.1 (79.6)	4,287,334,700 (7,347,147,787)	

担当監督員	主任監督員	検査員	平均評価点
81.0 (81.9)	71.1 (69.6)	81.3 (82.2)	79.1 (79.6)

令和3年度 月別工種別完成検査件数・金額一覧

月別工種別完成検査件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
土木	1	1	2	1	4	1	2		6	2	12	23	55
建築				1	1	1			2		5	3	13
電気				1	1	1		1				2	4
塗装				1								1	2
造園				1								4	5
機械									3	2	2	1	8
舗装		2	1	1	1	1	1	3	4	1	2	6	22
解体		1			1	2	1					2	7
管工				1	1	4	1	1	3	2	4	7	23
水道				1				1	1	2	1	10	16
その他			2	1	1	1	1	1	1	1	2	3	13
計	1 (1)	3 (0)	6 (2)	7 (9)	9 (4)	10 (7)	5 (14)	7 (8)	20 (11)	10 (17)	28 (32)	62 (61)	168 (166)
%	0.6% (0.6%)	1.8% (0%)	3.6% (1.2%)	4.2% (5.4%)	5.4% (2.4%)	6% (4.2%)	3% (8.4%)	4.2% (4.8%)	11.9% (6.6%)	6% (10.2%)	16.7% (19.3%)	36.9% (36.7%)	

月別工種別完成検査金額

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
土木	9,647,000	11,396,000	23,342,000	26,884,000	170,269,000	130,680,000			280,874,000	31,361,000	137,346,000	456,401,000	1,278,200,000
建築				2,178,000	4,759,700	4,400,000			23,353,000		786,786,000	8,930,900	830,407,600
電気						2,750,000		3,278,000				8,635,000	14,663,000
塗装				1,556,500			15,103,000			3,344,000		35,519,000	55,522,500
造園				57,893,000								174,801,000	232,694,000
機械									12,309,000	4,488,000	10,065,000	8,794,500	35,656,500
舗装		12,309,000	1,122,000	140,250,000	36,278,000		8,107,000	56,551,000	36,014,000		10,527,000	68,640,000	369,798,000
解体					12,676,400	9,977,000	1,540,000					31,169,600	203,674,900
管工					4,620,000	31,551,300	1,672,000	5,036,900	19,679,000	18,205,000	16,645,200	30,684,500	128,093,900
水道				1,199,000				7,546,000	56,826,000	14,190,000	23,199,000	951,306,400	1,054,266,400
その他			18,711,000	1,166,000	1,683,000	16,672,700		1,122,000	2,475,000	1,848,000	15,554,000	25,126,200	84,357,900
計	9,647,000	23,705,000	191,486,900	231,126,500	230,286,100	196,031,000	26,422,000	73,533,900	431,530,000	73,436,000	1,000,122,200	1,800,008,100	4,287,334,700
%	42,081,120 (0.6%)	272,328,480 (0.6%)	24,252,800 (0.3%)	162,621,800 (2.2%)	34,713,635 (0.5%)	169,985,200 (2.3%)	24,112,200 (3.3%)	67,919,500 (0.9%)	175,854,400 (2.4%)	231,885,940 (3.2%)	4,668,817,100 (63.5%)	1,567,419,912 (42%)	(7,347,147,787)

検査実施日をカウントしていません。()書きは、令和2年度の数値

1. 入札・契約制度の改正事項

(1) 島田市工事着手日選択型工事実施要領の改正について P1

工事における施工時期の平準化を推進していく中で、柔軟な工期設定に対応した発注形態の導入が必要とされていることから、発注者が定めた工事着手日選択期間内で、受注者が工事着手日を選択して契約を締結することができる。(令和4年4月1日施行)

(2) 島田市総合評価競争入札実施要領の制定について P7

総合評価競争入札制度については、「島田市総合評価競争入札試行要領」を制定し、平成19年7月1日から施行していますが、試行開始から相当期間経過しており、毎年度の実績もあることから、「島田市総合評価競争入札試行要領」を廃止し、新たに、別紙のとおり、「島田市総合評価競争入札実施要領」を制定しました。(令和4年4月1日施行)

(3) 島田市建設工事等競争契約入札心得の一部改正について P10

建設業退職金共済制度において、証紙添付方式に加え電子申請方式による掛金納付が可能となったことに伴い島田市建設工事等競争契約入札心得を改正しました。(令和4年4月1日施行)

(4) 島田市建設工事執行規則の一部改正について P17

① 多様な発注形態の導入に備えた条文改正(第19条)

施工時期の平準化を推進していく中で、柔軟な工期設定に対応した発注形態の導入が必要とされていることから、当該導入に備え、工事着手日について、「特に期日を定めたものを除き」という条文を加え、「契約締結後10日以内」の例外を設ける。

② 契約書及び請書の様式改正(様式第2(その1、その2)、3号)

適正な工期を設定して建設業における長時間労働を是正するため、建設業法が改正され、工事を施工しない日や時間帯を定める場合はその内容を契約書に明記する旨が規定されたことから、契約書及び請書の表記項目に、「工事を施工しない日」及び「工事を施工しない時間帯」を加える。

③ 印の廃止に伴う様式改正(様式第7、8、9、10、13、14、15、16、19号)

県の建設工事執行規則における押印廃止に合わせ、該当する様式について押印不要の様式に改める。

④ 従前からの不備における様式改正(様式第4(その1、その2)、6、11、12号)様式に係る従前からの不備を改める。

(5) 建設工事等に関する規程・要領の改正について P68

(4-1) 建設工事監督規程

① 『押印廃止』 様式第1号 指示・承諾・協議・提出・報告書

② 『押印廃止』 様式第2号 出来形歩合調書

③ 第3条(指揮監督及び監督の体制)

『別表に定める監督の体制について、総括監督員は、主任監督員を兼ねること

ができる規定を加える。』

- ④ 第24条（現場代理人等の交替）
『監理技術者補佐を新たに加える。』

（4-2） 建設工事業務委託検査規程

- ① 『押印廃止』 様式第3号 補修完了届書

（4-3） 建設工事の現場代理人の兼任に関する取扱要領

- ① 『押印廃止』 様式1 現場代理人の兼任申請書

（4-4） 島田市工事手直し取扱要領

- ① 『押印廃止』 様式第1号 工事手直し指示書

（4-5） 島田市建設工事執行規則の運用について

- ① 『押印廃止』 様式第3号 完了届出書

2. 連絡事項

- （1）島田市総合評価入札に伴う評価（落札者決定）基準について P78
評価基準の年度について、各項目、摘要欄の年度更新を行いました。

（2）建設工事等入札参加資格申請について

現在は、令和3・4年度について随時受付中です。

※令和4年度12月上旬から令和5・6年度の受付を開始します。
(詳細は今後案内予定)

（3）新型コロナウイルス感染症予防対策の徹底について

建設現場における密閉・密集・密接の「三つの密」対策の徹底をお願いします。

「三つの密」が生じやすいと考えられる建築工事の現場やオフィスにおいては、感染防止対策の徹底に特に注意するようお願いします。

3. 入札・契約の注意事項

（1）内訳書の作成、送付にあたって

- ① 計算誤りや記載誤りがないか入念に確認してから提出ください。
- ② 添付はPDFでお願いします。
- ③ 添付するファイルを間違えない為にファイル名等に工夫をしてください。

（2）経審（経営規模等評価結果通知書）を更新したら・・・

通知書が手元に届いたら、速やかに、写しを契約検査課にメール又は郵送してください。

【メールにより提出する場合の提出先メールアドレス】

keiyakukensa@city.shimada.lg.jp

※島田市の入札・契約については、島田市ホームページにてお知らせしていますので、ご利用ください。

『島田市ホームページ』 → 「行政情報」 → 「産業・ビジネス」 → 「入札・契約」

島田市工事着手日選択型工事実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、島田市が発注する建設工事の一部において、発注者が定めた工事着手日選択期間内で、受注者が工事着手日を選択して契約を締結することができる建設工事（以下「工事着手日選択型工事」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 この要領の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、単年度予算において執行する工事（ゼロ債務負担行為設定工事を含む。）とする。ただし、次に掲げる工事は、原則として対象工事としない。

(1) 工期に、落札決定の日から工事着手期限日までの期間（以下「工事着手日選択期間」という。）を加算した期間が、完成予定年度を超える工事

(2) 緊急性のある工事

(工事着手期限日及び工事着手日選択期間)

第3条 工事着手期限日は、開札日から起算して90日以内の日とする。

2 発注者は、工事着手期限日を入札公告等に記載しなければならない。

3 受注者は、工事着手日を請負契約締結前に工事着手日通知書（別記様式）により発注者に通知しなければならない。

4 受注者は、工事着手日選択期間内の任意の日を工事着手日として定めるものとする。この場合において、工事着手日及び工事完成日は、島田市の休日を定める条例（平成17年島田市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日以外の日としなければならない。

5 建設工事請負契約書の着手日は、工事着手日通知書の工事着手日を記載するものとする。

(工期)

第4条 工期は、受注者が定めた工事着手日から当該日から起算して発注者が指定する工事日数を加えた日までとする。

(前払金の取扱い)

第5条 対象工事に係る前払金は、工事着手日前に支払を請求することができない。

(工事着手日前の取扱い)

第6条 契約日から工事着手日の前日までの期間は、発注者が当該工事現場の管理を行うものとする。

2 契約日から工事着手日の前日までの期間は、資材の搬入、仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。

(技術者の取扱い)

第7条 契約日から工事着手日の前日までの期間は、主任技術者及び監理技術者、監理技術者補佐並びに現場代理人を配置することを要しない。

(経費の負担)

第8条 工事着手日を選択したことに伴う増加経費は、受注者の負担とする。

(契約書への添付)

第9条 建設工事請負契約書には、工事着手日選択型工事に関する特記仕様書を添付するものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めのない事項については、別に定めるところによる。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別記様式（第3条関係）

工事着手日通知書
(工事着手日選択型工事用)

年 月 日

発注者 島田市長

住 所

受注者 商号又は名称

氏 名

次のとおり工事着手日を定めたので、通知します。

なお、本工事に係る前払金を請求する場合は工事着手日以降に行うこと及び工事着手日を選択したことに伴う増加経費は受注者の負担とすることに同意します。

建設工事名	
建設工事箇所	
契約年月日（予定）	年 月 日
工事着手日	年 月 日
工期（予定）	工事着手日～ 年 月 日

工事着手日選択型工事に関する特記仕様書

- 1 この工事は「島田市工事着手日選択型工事实施要領」の対象工事とする。
- 2 この工事の工期は、工事着手日から起算して〇〇〇日間とする。
(ただし、令和〇年〇月〇日(工事着手期限日)までに工事に着手すること。)
- 3 この工事の受注者は、工事着手日を請負契約締結前に工事着手日通知書により発注者に通知しなければならない。
- 4 この工事の受注者は、工事着手日選択期間内の任意の日を工事着手日として定めるものとする。この場合において、工事着手日及び工事完成日は、島田市の休日を定める条例(平成17年島田市条例第2号)第1条第1項に規定する市の休日以外の日としなければならない。
- 5 この工事の契約において、受注者が島田市建設工事請負契約約款第35条に規定する前払金を請求する場合は、工事着手日以降とする。
- 6 この工事における契約日から工事着手日の前日までの期間は、資材の搬入、仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。
- 7 この工事における契約日から工事着手日の前日までの期間は、主任技術者及び監理技術者、監理技術者補佐並びに現場代理人を配置することを要しない。
- 8 この工事において、工事着手日を選択したことに伴う増加経費は、受注者の負担とする。

島田市工事着手日選択型工事実施要領

Q & A

Q 1 着手日とは。

A 1 工事始期日のことで、契約書の着手に記載する日付のことです。工事現場における施工開始日とは異なります。

Q 2 ゼロ債務負担行為とは。

A 2 新年度に行う工事について、債務負担行為を設定し、現年度中に入札、契約を締結することにより、新年度早々に工事及び業務への着手を可能とするものです。現年度は事務手続きのみで、支出はゼロのためゼロ債務負担行為と呼んでいます。

Q 3 工程表の提出期限はいつか。

A 3 契約締結後 10 日以内です。

Q 4 工事着手期限日については、開札日から 90 日以内であればいつでもよいか。

A 4 工事着手日選択型工事の趣旨から、開札日から 30 日以上 90 日以内でお願いしたいです。

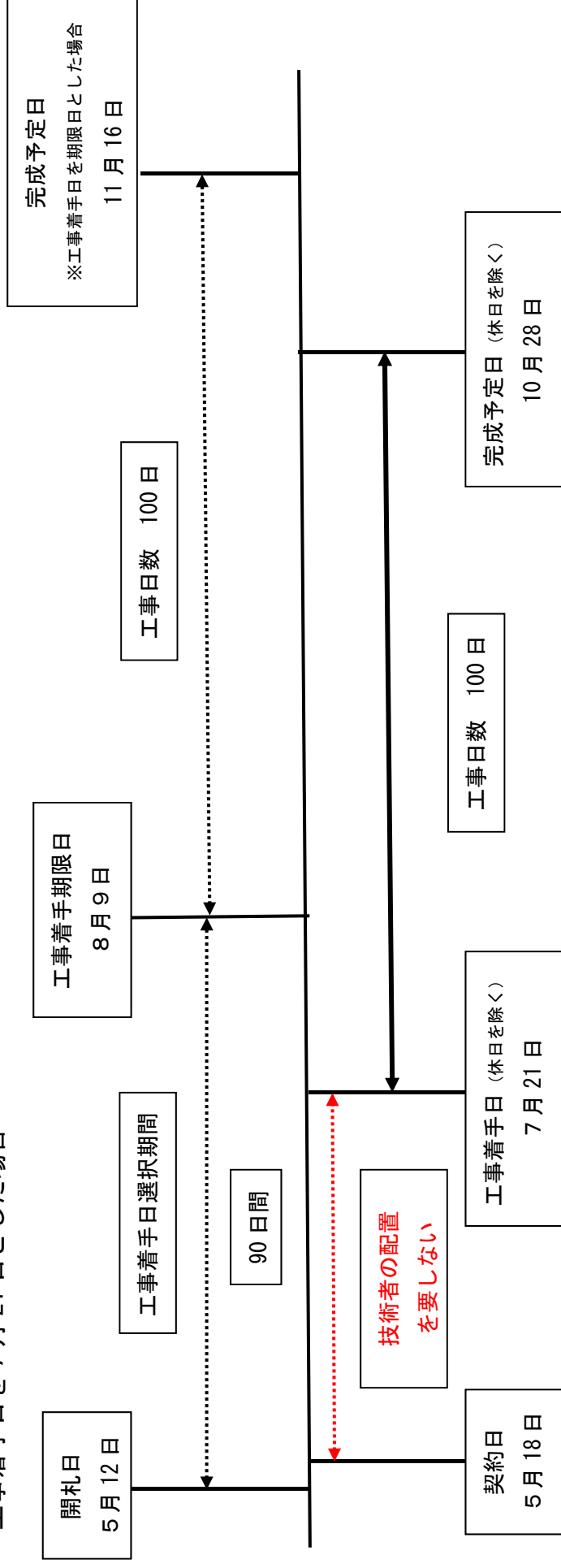
Q 5 工事着手日を決定して契約締結した後に、工事着手日を変更することはできるか。

A 5 やむを得ない状況（理由）が発生した場合は、監督員と協議の上、工期に係る変更契約をすることにより、工事着手日を変更することができます。

「島田市工事着手日選択型工事」(イメージ図)

<例>

- ・ 工事日数 : 100 日
- ・ 工事着手期限日 : 開札日 (5月12日) から起算して90日以内の日 (8月9日)
- ・ 工事着手日を7月21日とした場合



○島田市総合評価競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事に関して、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10の2第1項及び第2項（政令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により落札者を決定する競争入札（以下「総合評価競争入札」という。）を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 総合評価競争入札の対象となる建設工事は、次の各号のいずれかに該当する建設工事であって、市長が適当と認めるものとする。

- (1) 入札者が提示する性能、機能、技術等（以下「提示性能等」という。）を採用することによって、建設工事に係る総合的な経費の額（当該建設工事の施工に伴って市が支出を要する一切の経費の額及び市の収入に生じる一切の減額並びに当該建設工事の目的物に係る維持更新費等の一切のライフサイクルコストの総額をいう。）に相当程度の差異が生ずると認められるもの
- (2) 提示性能等を採用することによって、当該建設工事の目的物の品質、初期性能の持続性、強度、安定性等に相当程度の差異が生ずると認められるもの
- (3) 環境の保全、交通の確保、安全への配慮、省資源化、リサイクルの推進等の特別な対策を要する建設工事であって、提示性能等を採用することによって、当該対策の達成度に相当程度の差異が生ずると認められるもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、入札者の技術力、実績等を総合的に評価することにより、価格のみによる競争の場合に比して、市に有利になると認められるもの

(落札者決定基準)

第3条 市長は、総合評価競争入札を行おうとするときは、政令第167条の10の2第3項（第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により、あらかじめ、当該総合評価競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が市にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を策定するものとする。

- 2 落札者決定基準は、入札の評価に関する基準及び方法並びに落札者の決定方法等について定めるものとする。
- 3 前項の入札の評価に関する基準においては、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定める事項を定めるものとする。
 - (1) 提示性能等の評価に係る評価項目
 - (2) 評価項目ごとの評価基準
 - (3) 得点配分
- 4 第2項の入札の評価に関する基準は、入札の評価について、前項第1号の評価項目ごとに与えられた得点の総和を入札価格で除して得られる数値をもって行うことができるよう作成するものとする。

(落札者決定基準を定める際の手続)

第4条 市長は、前条第1項の規定による落札者決定基準の策定に当たっては、落札者決定基準の案について、島田市入札参加者等審査委員会規程（平成17年5月5日訓令甲第33号）に基づく島田市入札参加者等審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審議を経るものとする。

2 市長は、総合評価競争入札の実施に当たり、落札者決定基準を定めようとするときは、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4の規定により、2人以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴くものとする。

3 市長は、前項の規定により聴取した意見に基づいて落札者決定基準を策定しようとするときは、審査委員会において決定する。

(入札の公告)

第5条 市長は、総合評価競争入札を実施しようとするときは、政令第167条の6、島田市財務規則（平成17年5月5日規則第35号）第176条の規定に基づき公告しなければならない事項のほか、次の事項について公告するものとする。

(1) 総合評価競争入札の方法による旨

(2) 総合評価競争入札に参加するための要件

(3) 落札者決定基準

(4) 提示性能等の取扱いに関する事項

(5) 提示性能等の担保に関する事項

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

(提示性能等の提出及び審査)

第6条 市長は、総合評価競争入札の実施に当たっては、あらかじめ、期日を定めて入札参加者に提案性能等の提出を求めるものとする。

2 前項の規定により提示性能等の提出があったときは、市長は、これを検討の上、その採否について、審査委員会の審査に付すものとする。

3 市長は、前項の規定による提示性能等の検討に当たっては、当該提示性能等の実現性及び有効性を確認し、必要があると認めるときは、ヒアリングを実施するものとする。

4 市長は、前項の規定により聴取した意見に基づいて、提示性能等の採否及び当該提示性能等に係る入札参加者の必要な資格の有無について、審査委員会の審議に付すものとする。

5 市長は、前項の規定による審査委員会の審議があったときは、提示性能等の採否を決定し、入札参加者に必要な資格の確認の通知に併せて通知するものとする。この場合において、提示性能等を不採用としたときは、その理由を記載するものとする。

(提示性能等の不採用に関する説明等)

第7条 前条第5項の規定により提示性能等の不採用の決定を受けた入札参加者は、当該決定に異議があるときは、書面により市長に対し説明を求めることができる。

(入札)

第8条 入札は、第6条第5項の規定により提示性能等の採用の決定を受けた入札参加者を参加者として行う。

(落札者の決定)

第9条 市長は、前条の規定により入札を行ったときは、落札者決定基準に基づいてこれを評価し、入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち価格その他の条件が市にとって最も有利なものを落札者とする。ただし、落札者となるべき者が次の各号のいずれかに該当するときは、政令第167条の10の2第2項の規定により、その者を落札者とせず、入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者のうち価格その他の条件が市にとって最も有利な者を落札者とする。

(1) その者の申込みに係る価格によってはその者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき。

(2) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり著しく不相当であると認められるとき。

2 前項の規定による落札者となるべき者が2人以上あるときは、くじにより落札者を定める。この場合において、落札者となるべき者のうち出席しない者がいるときは、入札事務に関係のない市職員をこれに代わらせるものとする。

3 市長は、第4条第2項に規定する意見聴取において、落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに学識経験者の意見を聴く必要があるかどうかについて、学識経験者の意見を聴くものとし、必要があるとの意見が述べられた場合には、あらかじめ、学識経験者の意見を聴くものとする。

(情報の公表)

第10条 市長は、前条第1項及び第2項前段の規定により決定した落札者と契約を締結したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を閲覧に供するものとする。

(1) 契約の相手方の商号又は名称及び所在地

(2) 各入札者の入札価格

(3) 各入札参加者の入札の評価の状況

(審査委員会の議決)

第11条 審査委員会の委員長が、審議において軽微な事項又は緊急を要する事項と決めたときは、書面による協議をもって会議の議決に代えることができる。

(雑則)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(島田市総合評価競争入札試行要領の廃止)

2 島田市総合評価競争入札試行要領(平成19年7月1日施行)は、廃止する。

○島田市建設工事等競争契約入札心得

(趣旨)

第1条 この心得は、島田市が発注する建設工事（以下「工事」という。）の請負契約、測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務及び地質調査業務等建設関連業務（以下「業務」という。）の委託契約並びに工事材料の製造の請負契約について、島田市が行う競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

(入札保証金)

第2条 入札参加者は、入札金額の100分の5以上の入札保証金を入札の際納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を要しない。

- (1) 入札参加者が、保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 公告又は指名の通知に、入札保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。

(入札保証金に代わる担保)

第3条 前条の規定による入札保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって、これに代えることができる。

- (1) 国債
 - (2) 地方債
 - (3) 政府の保証のある債券
 - (4) 市長が确实と認める社債
- 2 前項各号に掲げる担保の価値は、同項第1号及び第2号に掲げるものにあつては額面金額、同項第3号及び第4号に掲げるものにあつては額面金額（発行価額が額面金額と異なるときは、発行価額）の10分の8に相当する額とする。
- 3 入札保証金を記名債券をもって代用する場合においては、売却承諾書及び白紙委任状を添付させなければならない。

(入札保証保険証券の提出)

第4条 入札参加者は、市を被保険者とする入札保証保険契約を締結して入札保証金の全部又は一部を納付しないこととする場合においては、当該入札保証保険に係る保険証券を提出しなければならない。

(入札の基本的事項)

第5条 入札参加者は、仕様書、設計書、図面及びその他契約の締結に必要な条件を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、仕様書、設計書、図面等について疑義があるときは、関係する市職員の説明を求めることができる。

(入札の辞退)

第6条 指名の通知を受けた者又は入札参加資格の確認を受けた者は、入札の終了までは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める方法により当該入札を辞退することができる。

- (1) 入札の執行前の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める方法
- ア 電子入札システムを使用するとき。 入札締切日時までに電子入札システムにより入札を辞退する旨を届け出ること。ただし、やむを得ないと認められる場合には、発注者の承諾を得て書面により届け出ることができる。
 - イ 紙入札によるとき。 入札辞退届（様式第1号）を当該指名の通知をした担当課に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到着するものに限る。）をすること。

- (2) 入札の執行中の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める方法
- ア 電子入札システムを使用するとき。 電子入札システムにより入札を辞退する旨を届け出ること。
 - イ 紙入札によるとき。 入札辞退届又はその旨を明記した島田市建設工事執行規則（平成17年島田市規則第109号）第8条第1項に規定する入札書（業務委託の場合にあっては、入札書（様式第2号））を入札箱に投入すること。

2 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第7条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を開示してはならない。

（入札）

第8条 入札書（電子入札システムによる入札書に限る。）は、公告又は指名の通知に示した日時までに電子入札システムにより提出するものとする。ただし、紙入札による場合は、島田市建設工事執行規則第8条第1項に規定する入札書（業務委託の場合にあっては、入札書（様式第2号））を、封印の上、表面に「番号、何々工事（業務の委託の場合は、何々業務委託）入札書在中」と明記し、裏面に入札者の住所、商号又は名称及び氏名（法人にあっては、代表者の氏名）を記載して公告又は指名の通知に示した日時及び場所において入札箱に投入しなければならない。

2 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、入札書を提出する前に、委任する事項を明記した委任状（様式第3号）を提出させなければならない。

3 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

4 入札参加者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

5 第1項の規定については、郵送を認めない。

（入札書の書換え等の禁止）

第9条 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができ

ない。

(入札の中止等)

第10条 指名競争入札において、入札辞退等により入札に参加しようとする者が1人の場合には、入札の執行を取りやめる。

2 入札参加者が談合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

3 開札前において天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることができる。

4 指名競争入札において、初度の入札をした者が1人の場合は、開札しない。この場合において、紙入札にあっては、入札箱に入札書を投入した者が1人のときは、当該入札は行わなかったものとし、当該入札書は開封しないで返却する。ただし、開札の結果、有効な入札をした者が1人であっても、入札箱に入札書を投入した者が複数であった場合及び再度の入札の場合にあっては、この限りでない。

(開札)

第11条 開札は、入札の終了後、直ちに当該入札の場所において入札者を立ち合わせて行う。

2 入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない市職員を立ち会わせる。電子入札による場合であって、紙入札による参加者がいないとき、又は立会いを希望する入札者がいないときは、この限りでない。

(入札の無効)

第12条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札

(2) 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供しない者のした入札

(3) 委任状を持参しない代理人のした入札

(4) 所定の日時及び場所に提出しない入札

(5) 記名押印を欠く入札。ただし、電子入札による場合は、有効な電子証明書を取得していない者のした入札

(6) 金額を訂正した入札（訂正印がある場合を含む。）

(7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(8) 談合その他不正の行為により入札を行ったと認められる者の入札

(9) 同一事項の入札について、2以上を入札した者の入札

(10) 同一事項の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札

(11) 同一事項の入札について、2以上の代理人をした者の入札

(12) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札した者の入札

(落札者の決定)

第13条 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格（地方自治法施行令第167条の10の2に規定する契約にあっては、価格及び

その他の条件が市にとって最も有利な者)をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 前項のただし書に該当するおそれがある入札を行った者は、関係職員の行う調査に協力しなければならない。

(再度入札)

第14条 開札した場合において、落札者とすべき入札がないときは、速やかに再度の入札を行う。再度の入札は、2回までとする。

2 前項の場合において、第12条第1号から第4号まで及び第8号から第12号までの規定により無効とされた入札をした者は、再度、入札に参加することができない。

(再度入札の入札保証金)

第15条 前条の規定により再度の入札を行う場合においては、初度の入札に対する入札保証金の納付(入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。)をもって再度の入札における入札保証金の納付があったものとみなす。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第16条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによりくじ引きを行う。ただし、紙入札の場合は、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって当該の入札の事務に関係のない市職員にくじを引かせる。

(入札結果の通知)

第17条 開札をした場合において、落札者があるときは電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札による場合は、その者の氏名又は名称及び金額を、落札者がいないときはその旨を入札者に直ちに口頭で知らせる。

(契約の締結)

第18条 落札者は、落札の通知を受けた日から起算して7日以内に、島田市建設工事執行規則第11条第1項に規定する建設工事請負契約書(業務委託の場合にあっては、業務委託契約書(様式第4号))又は契約担当者から指示があった場合には指示された様式により契約書を作成して契約を締結しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、その期間を延長することができる。

2 落札者が、前項に規定する期間内に契約を締結しないときは、その落札は、効力を失う。

3 前項の場合において、納付された入札保証金は、市に帰属する。ただし、入札保証金を免除された者は、免除された入札保証金に相当する額の違約金を納付しなければならない。

(工事の請負契約において落札決定後に入札参加制限が行われた場合の取扱い)

第19条 工事の請負契約において、落札決定後に、島田市入札参加制限等措置要綱

(平成19年島田市告示第159号)に基づく入札参加制限が行われた場合の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 落札決定後から契約の締結までの間に、落札者が市から入札参加制限措置を受けたときは、当該落札決定を取り消すことがあること。
- (2) 予定価格が1億5,000万円以上の工事の請負契約については、落札決定後から仮契約までの間に、落札者が市から入札参加制限措置を受けたときは当該仮契約を、仮契約の締結後から市議会の議決までの間に、落札者が島田市から入札参加制限措置を受けたときは仮契約を解除し本契約を締結しないことがあること。
- (3) 前2号の規定により契約を締結しない取扱いとした場合については、市は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。

(契約書作成の省略)

第20条 契約書の作成を省略する場合は、島田市建設工事執行規則第11条第1項に規定する建設工事請書(業務委託の場合にあつては、業務委託請書(様式第5号))を徴する。この場合においては、第18条の規定を準用する。

(契約の確定)

第21条 契約書を作成する契約にあつては、契約当事者双方が記名押印したときに確定する。ただし、予定価格が1億5,000万円以上の工事又は製造の請負に関する契約については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成17年島田市条例第46号)の定めるところにより、議会の議決があつたときに当該契約が成立する。

(入札保証金の還付)

第22条 入札保証金(これに代わる担保を含む。)は、入札終了後、直ちに還付する。ただし、落札者に対しては当該契約を締結した際に還付する。

(契約保証金)

第23条 落札者は、契約金額の100分の10(低入札価格調査(予定価格の制限の範囲で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合に行われる調査をいう。))を受けて落札したものについては、100分の30)以上の契約保証金を契約を締結した際納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を要しない。

- (1) 落札者が、保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 落札者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 公告又は指名の通知に契約保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。

(契約保証金に代わる担保)

第24条 前条の規定による契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。

- (1) 国債
- (2) 地方債

- (3) 政府の保証のある債券
- (4) 市長が確実と認める社債
- (5) 銀行その他市長が確実と認める金融機関の保証
- (6) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証

2 前項各号に掲げる担保の価値は、同項第1号及び第2号に掲げるものにあつては額面金額、同項第3号及び第4号に掲げるものにあつては額面金額（発行価額が額面と異なるときは、発行価額）の10分の8に相当する額、同項第5号及び第6号に掲げるものにあつてはその保証する額とする。

（履行保証保険証券等の提出）

第25条 落札者は、第23条第1号若しくは第2号の規定により契約保証金の全部若しくは一部を納付しないこととする場合又は前条第1項第5号若しくは第6号の規定により契約保証金に代わる担保の提供をしようとする場合においては、当該保険証券、保証証券又は保証書を提出しなければならない。

（入札保証金の契約保証金への充当）

第26条 市長において必要があると認めた場合には、落札者の同意を得て、その者に還付すべき入札保証金を契約保証金に充当することができる。

（掛金収納書）

第27条 落札者は、建設業退職金共済制度における掛金収納書を契約締結後1か月（電子申請方式による場合にあつては40日）以内に提出しなければならない。ただし、1件の請負代金額が100万円未満の工事に係る契約については、この限りでない。

（異議の申立て）

第28条 入札した者は、入札後、この心得、仕様書、設計書、図面、契約書式及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

（準用）

第29条 この心得は、随意契約について準用する。

附 則

（施行期日）

1 この心得は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この心得は、この心得の施行の日以後に執行する入札から適用し、同日前に執行する入札については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

1 この心得は、令和2年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この心得は、この心得の施行の日以後に執行する入札から適用し、同日前に執行する入札については、なお従前の例による。

附則

この心得は、令和4年4月1日から施行する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第9条）
 - 第2章 請負契約（第10条—第17条）
 - 第3章 建設工事の施工（第18条—第41条）
 - 第4章 建設工事の検査及び引渡し並びに支払（第42条—第53条）
 - 第5章 請負契約の解除（第54条—第64条）
 - 第6章 雑則（第65条—第69条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、市が行う建設工事の執行方法に関し、法令その他別に定めがあるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 監督員 請負工事について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督を行う職員をいう。
- (2) 建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事をいう。

（建設工事の執行方法）

第3条 建設工事の執行方法は、請負又は直営とし、特に必要があると認めるときは、委託によることができる。

2 請負で執行する場合には、分割又は分離して執行することができる。

3 直営で執行する場合には、一部を請負に付することができる。

（直営とする場合）

第4条 次の各号のいずれかに該当するときは、直営により建設工事を執行する。

- (1) 建設工事の目的又は性質により、請負に付することを不相当と認めるとき。
- (2) 緊急を要し、請負に付する暇がないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

（請負者の資格要件）

第5条 建設工事を請け負う者（以下「請負者」という。）は、市長が別に定める建設工事に係る競争入札参加者に必要な資格を有する者でなければならない。ただし、市長が特に必要と認めた場合及び1件200万円未満の建設工事については、この限りでない。

（建設工事の見積期間）

第6条 市長は、請負契約の方法が随意契約による場合にあっては契約を締結する以

前に、入札の方法による競争に付する場合にあつては入札を行う以前に、次に掲げる見積期間を設けるものとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、第2号及び第3号の期間は、5日以内に限り短縮することができる。

(1) 建設工事1件の予定価格が500万円未満の建設工事については、1日以上

(2) 建設工事1件の予定価格が500万円以上5,000万円未満の建設工事については、10日以上

(3) 建設工事1件の予定価格が5,000万円以上の建設工事については、15日以上
(設計付入札)

第7条 建設工事の種類又は性質により、必要があると認めるときは、設計付入札に付することができる。

2 前項の場合においては、設計内容及び入札金額により選考の上、落札者を決定する。

(入札書及び見積書)

第8条 入札書(様式第1号)は、封印の上、表面に「番号、何々工事入札書在中」と明記し、裏面に入札者の住所、商号又は名称及び氏名(法人にあつては、代表者の氏名)を記載して提出させなければならない。

2 見積書は、記載内容の漏えいの防止に留意して提出させなければならない。

(関連建設工事の調整)

第9条 市長は、請負者の施工する建設工事及び市長の発注に係る第三者の施工する他の建設工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、請負者は、市長の調整に従い、第三者の行う建設工事の円滑な施工に協力しなければならない。

第2章 請負契約

(通則)

第10条 請負契約に関して当事者間で用いる言語は、日本語とする。

2 請負契約に基づく金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

3 請負契約に関して当事者間で用いる計量単位は、設計図書(仕様書、設計書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。

4 請負契約における期間の計算については、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによる。

5 請負契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

6 請負契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的な管轄裁判所とする。

7 請負契約に定める催告、請求、通知、報告、指示、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

8 請負者は、請負契約に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(請負契約の締結)

第11条 請負契約は、建設工事請負契約書(様式第2号(その1))。請負者が共同企

業体を結成している場合にあっては、様式第2号（その2））、島田市建設工事請負契約約款及び設計図書により、その内容を明らかにして締結しなければならない。ただし、その請負契約に係る請負代金額が100万円未満のときは、建設工事請書（様式第3号）によることができる。

- 2 請負契約の内容を変更する場合には、建設工事変更請負契約書（様式第4号（その1））。請負者が共同企業体を結成している場合にあっては、様式第4号（その2））又は建設工事変更請書（様式第5号）によるものとする。
- 3 請負契約に関する書類の作成に必要な費用は、請負者の負担とする。

（契約の保証）

第12条 請負者は、請負契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、1件の請負代金額が300万円未満の建設工事に係る請負契約については、この限りでない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券（島田市財務規則（平成17年島田市規則第35号）第185条第1項各号に掲げるものに限る。以下同じ。）の提供
- (3) 請負契約に基づく債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する金融機関（市長が確実と認めるものに限る。）の保証
- (4) 保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証（請負契約に係る契約保証金の納付に代わる担保としての保証を行う特約を付したのものに限る。）
- (5) 公共工事履行保証証券による保証
- (6) 市を被保険者とする履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、有価証券の額面金額（島田市財務規則第185条第1項第3号及び第4号に掲げるものにあつては、発行価額の10分の8に相当する額）、保証金額又は保険金額（以下「保証の額」と総称する。）は、請負代金額の10分の1以上の額としなければならない。

3 請負者が第1項第3号から第6号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第62条第3項各号に規定する者による請負契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

4 第1項の規定により、請負者が同項第2号から第4号までに掲げる保証を付したときは、当該保証は、契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第5号又は第6号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

5 請負代金額の変更があつた場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、市長は、保証の額の増額を請求することができ、請負者は、保証の額の減額を請求することができる。

6 請負者は、第1項第3号から第5号までに掲げる保証を付したときにあっては当該保証委託契約の締結後直ちにその保証書等を市長に提出し、同項第6号に掲げる保証を付したときにあっては当該保険契約の締結後直ちにその保険証券を市長に寄託しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第13条 請負者は、請負契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、市長の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 請負者は、工事目的物、工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち、第25条第2項の検査に合格したもの及び第49条第3項の規定による部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、市長の承諾を得た場合は、この限りでない。

3 請負者は、請負代金の請求権の譲渡について承諾を得ようとするときは、建設工事請負代金請求権譲渡承諾（変更承諾）申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第14条 請負者は、建設工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(入札参加者への下請負の禁止)

第14条の2 請負者は、同一の建設工事に係る入札の参加者に当該工事の全部又は一部を請け負わせてはならない。ただし、当該建設工事の下請負人（法第2条第5項に規定する下請負人をいう。以下同じ。）となる者が入札を執行する前に入札の参加を辞退したとき又は市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(暴力団関係業者への下請負の禁止等)

第14条の3 請負者は、第55条第1項第10号アからオまでのいずれかに該当する者（以下「暴力団関係業者」という。）を下請負人としてはならない。

2 請負者は、その請け負った建設工事に係る全ての下請負人に、暴力団関係業者と当該建設工事に係る下請契約を締結させてはならない。

3 請負者が第1項の規定に違反して暴力団関係業者を下請負人とした場合又は前項の規定に違反して下請負人に暴力団関係業者と当該建設工事に係る下請契約を締結させた場合は、市長は、請負者に対して、当該契約の解除（請負者が当該契約の当事者でない場合において、請負者が当該契約の当事者に対して当該契約の解除を求めることを含む。以下次項において同じ。）を求めることができる。

4 前項の規定により市長が請負者に対して当該契約の解除を求めたことによって生じる請負者の損害及び同項の規定により下請契約が解除されたことによって生じる下請契約の当事者の損害については、当該請負者が一切の責任を負うものとする。

(下請負人の通知)

第15条 市長は、請負者に対して、必要に応じて、下請負人通知書（様式第7号）の提出を求めることができる。

(特許権等の使用)

第16条 請負者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材

料及び施工方法等（仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段をいう。以下同じ。）を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、市長が、その工事材料及び施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、請負者がその存在を知らなかったときは、市長は、請負者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（共同企業体に係る請負契約に基づく行為の特則）

第17条 請負者が共同企業体を結成している場合においては、市長は、請負契約に基づく全ての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、市長が当該代表者に対して行った請負契約に基づく全ての行為は、当該企業体の全ての構成員に対して行ったものとみなし、また、請負者は、市長に対して行う請負契約に基づく全ての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

第3章 建設工事の施工

（自主施工の原則）

第18条 施工方法等については、請負契約において特に定める場合を除き、請負者がその責任において定めるものとする。

（建設工事の着手）

第19条 請負者は、市長が特に期日を定めたものを除き、請負契約締結後10日以内に、建設工事に着手しなければならない。

（工程表、工事工程月報及び請負代金内訳書）

第20条 請負者は、請負契約締結後10日以内に、設計図書に基づいて工程表（様式第8号）を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、1件100万円未満の工事については、省略することができる。

2 請負者は、工期が1月を超える建設工事については、毎月10日までに工事工程月報（様式第9号）に前月末における建設工事の進捗の状況を記載し、市長に提出しなければならない。

3 請負者は、市長から請求があった場合においては、請負契約締結後10日以内に、設計図書に基づいて請負代金内訳書を作成し、市長に提出しなければならない。

（監督員）

第21条 市長は、監督員を置いたときは、その者の氏名を請負者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 市長は、特に専門的な知識又は技能を必要とすることその他の理由により職員によって監督を行うことが困難であり、又は適当でない認められるときは、職員以外の者に委託して監督をさせることができる。

3 監督員は、この規則に定めるもののほか、次に掲げる権限を有し、請負契約の定めるところにより、これを行行使する。

(1) 請負契約の履行についての請負者又は請負者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

(2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は請負者が作

成した詳細図等の承諾

- (3) 設計図書に基づく工程の管理、工事の施工への立会い、工事の施工の状況の検査又は工事材料の検査（確認を含む。第25条第2項及び第3項において同じ。）
- 4 市長は、2人以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときは、それぞれの監督員の有する権限の内容を請負者に通知しなければならない。
- 5 第3項の規定による監督員の権限のうち指示又は承諾は、第10条第7項の規定にかかわらず、口頭により行うことができる。
- 6 市長が監督員を置いたときは、この規則に定める催告、請求、通知、報告、承諾及び解除であって請負者が市長に対して行うものについては、第24条第4項の規定による請求を除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって市長に到達したものとみなす。
- 7 市長が監督員を置かないときは、この規則に定める監督員の権限は、市長に帰属する。

（主任技術者、現場代理人等）

第22条 請負者は、次に掲げる者のうち設置したものの氏名等を主任技術者等通知書（様式第10号）により市長に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

- (1) 主任技術者（法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）
 - (2) 専任の主任技術者（法第26条第3項の規定により専任の者でなければならない主任技術者をいう。以下同じ。）
 - (3) 監理技術者（法第26条第2項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。）
 - (4) 専任の監理技術者（法第26条第5項の規定により選任された監理技術者（同条第4項に規定する特例監理技術者を含む。）をいう。以下同じ。）
 - (5) 監理技術者補佐（法第26条第3項ただし書に規定する監理技術者の職務を補佐する者をいう。以下同じ。）
- 2 請負者は、次に掲げる者を置いたときは、その者の氏名等を主任技術者等通知書により市長に通知しなければならない。通知した事項を変更したときも同様とする。
- (1) 現場代理人
 - (2) 専門技術者（法第26条の2に規定する建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者をいう。以下同じ。）
- 3 現場代理人は、請負契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うほか、第24条第1項の規定による請求の受理、同条第3項の規定による決定及び通知、同条第4項の規定による請求並びに同条第5項の規定による通知の受理、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領並びに請負契約の解除に係る権限を除き、この規則に基づく請負者の一切の権限を行使することができる。
- 4 前項の規定にかかわらず、請負者は、市長が別に定める基準に該当するときは、1人の現場代理人を2か所又は3か所の工事現場のいずれかに駐在させ、当該2か所又は3か所の工事現場の運営及び取締りを行わせ、並びに同項の規定により現場代理人が行使することができる権限を行使させることができる。

- 5 請負者は、前2項の規定により現場代理人が行使することができるのとされた権限のうち、現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を市長に通知しなければならない。
- 6 市長は、第3項及び第4項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、市長との連絡体制が確保されると認められた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 7 現場代理人、監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）及び専門技術者は、兼ねることができる。

（履行報告）

第23条 請負者は、工事記録簿（様式第11号）に必要な事項を記録し、監督員が指示したときは、これを提示しなければならない。

- 2 前項の規定によるほか、請負者は、設計図書に定めるところにより、契約の履行について市長に報告しなければならない。

（工事関係者に関する措置請求）

第24条 市長は、現場代理人がその職務（監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあつては、これらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、請負者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を採るべきことを請求することができる。

- 2 市長又は監督員は、監理技術者等、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）、下請負人、労働者その他請負者が工事を施工するために使用している者で工事の管理又は施工につき著しく不相当と認められるものがあるときは、請負者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を採るべきことを請求することができる。

- 3 請負者は、前2項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に、市長に通知しなければならない。

- 4 請負者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、市長に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を採るべきことを請求することができる。

- 5 市長は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に、請負者に通知しなければならない。

（工事材料の品質、検査等）

第25条 工事材料は、設計図書に定める品質を有するものを使用しなければならない。ただし、設計図書にその品質の定めのない場合にあつては、中等の品質を有する工事材料を使用するものとする。

- 2 請負者は、設計図書において監督員の検査を受けて使用すべきものとされた工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。

- 3 監督員は、請負者から前項の規定による検査を請求されたときは、当該請求を受

けた日から7日以内に検査を行わなければならない。

- 4 前2項の検査に直接必要な費用は、請負者の負担とする。
- 5 請負者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 6 請負者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に、工事現場外に搬出しなければならない。
- 7 請負者は、主要な工事材料で完成検査を受ける際に外部から明視することができないものについて第2項の検査を受けたときは、材料検査簿（様式第12号）にその状況を記入し、監督員の検印を受けるものとする。

（監督員の立会い、見本等の整備等）

第26条 請負者は、設計図書において監督員の立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものとされた工事材料については、立会いを受けて調査したもの又は見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 請負者は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものとされた工事については、立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 請負者は、前2項に規定するもののほか、設計図書において見本、工事の写真その他の記録（以下「見本等」という。）を整備すべきものとされた工事材料の調査又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより見本等を整備し、監督員の請求があったときは、整備した見本等を当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督員は、請負者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に、立会い又は見本検査を行わなければならない。
- 5 前項に規定する期間内に、監督員が正当な理由なく立会い又は見本検査を行わないため、その後の工程に支障を来すときは、請負者は、監督員に通知した上で、立会い又は見本検査を受けることなく、当該工事材料を調査して使用し、又は当該工事を施工することができる。この場合において、請負者は、当該工事材料の調査又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本等を整備し、監督員の請求があったときは、整備した見本等を当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本等の整備に直接必要な費用は、請負者の負担とする。

（支給材料及び貸与品）

第27条 市長が請負者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、請負者の立会いの上、市の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。
- 3 前項の規定による検査の結果、請負者は、その品名、数量、品質又は規格若しく

は性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適當でないと認めるときは、その旨を直ちに市長に通知するとともに、その引渡しを拒むことができる。

- 4 請負者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、市長に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 5 請負者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品の種類、品質又は数量に関し請負契約の内容に適合しないこと（第2項の規定による検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり、使用に適當でないと認めるときは、その旨を直ちに市長に通知しなければならない。
- 6 市長は、請負者から第3項又は前項の規定による通知を受けた場合においては、当該支給材料又は貸与品に代えて他の支給材料又は貸与品を引き渡さなければならない。ただし、既に引き渡した支給材料又は貸与品を使用することによっても工事の目的を達成することができると認められる場合にあっては、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を請負者に請求することができる。
- 7 市長は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 8 請負者は、引渡しを受けた支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 請負者は、設計図書に定めるところにより、建設工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を市長に返還しなければならない。
- 10 請負者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し、若しくは損傷し、又はその返還が不可能となったときは、市長の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。
- 11 請負者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に定められていないときは、その使用方法につき監督員の指示に従わなければならない。

（工期等の変更及び費用の負担）

第28条 前条第6項及び第7項の場合において、当事者は、必要に応じ、工期又は請負代金額を変更し、市は、請負者に生じた損害につき必要な費用を負担しなければならない。

- 2 前項の規定による変更後の工期又は請負代金額は、当事者が協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、市長が定め、請負者に通知する。
- 3 前項の規定による協議の開始の日（以下「変更協議開始日」という。）については、市長が請負者の意見を聴いて定め、請負者に通知するものとする。ただし、市長が、工期又は請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に変更協議開始日を通知しない場合には、請負者が、変更協議開始日を定め、市長に通知することができる。
- 4 第1項の必要な費用の額は、当事者が協議して定める。

(工事用地等の確保等)

第29条 市長は、工事用地その他設計図書において定められた建設工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を、請負者が建設工事の施工上必要とする日（請負契約に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保し、請負者に引き渡さなければならない。

2 第27条第8項の規定は、前項の規定により引渡しを受けた工事用地等について準用する。

3 建設工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に請負者又は下請負人が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件があるときは、請負者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、かつ、取り片付けて、市長に明け渡さなければならない。

4 前項に規定する請負者の採るべき措置の期限、方法等については、市長が請負者の意見を聴いて定める。

5 前項の期限までに、請負者が正当な理由がなく第3項に規定する請負者の採るべき措置を採らないときは、市長は、請負者に代わって当該物件を処分し、又は工事用地等を修復し、若しくは取り片付けることができる。この場合において、請負者は、市長の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、市長の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

(設計図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等)

第30条 請負者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。

2 第28条の規定は、前項に規定する不適合が監督員の指示その他市長の責めに帰すべき事由によって生じた場合に準用する。

3 監督員は、請負者が第25条第2項又は第26条第1項から第3項までの規定に違反したことが明らかな場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。

4 前項に規定するもののほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、その理由を請負者に通知して、工事の施工部分を最小限度の範囲に限り破壊して検査することができる。

5 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は、請負者の負担とする。

(条件変更等)

第31条 請負者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちにその旨を監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 設計図書が相互に一致しないこと（設計図書に優先順位が定められている場合を除く。）。

- (2) 設計図書に誤り又は漏れがあること。
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約その他の設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、請負者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、請負者が立会いに応じない場合には、請負者の立会いを受けずに行うことができる。
 - 3 市長は、請負者の意見を聴いて、前項の調査の結果（これに対して採るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）を取りまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を請負者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ請負者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
 - 4 前項の規定により取りまとめられた調査の結果において、第1項各号に掲げる事実が確認された場合で、必要があると認められるときは、市長は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。ただし、同項第4号又は第5号に掲げる事実が確認されその結果設計図書を変更する場合（工事目的物の変更を伴わない場合に限る。）には、請負者と協議して行う。
 - 5 第28条の規定は、前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合に準用する。

（設計図書の変更）

第32条 市長は、必要があると認めるときは、その内容を請負者に通知して、設計図書を変更することができる。

- 2 第28条の規定は、前項の規定による設計図書の変更が行われた場合に準用する。

（工事の中止）

第33条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて、請負者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、請負者が建設工事を施工できないと認められるときは、市長は、直ちに請負者に通知して、建設工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 2 前項に規定するもののほか、市長は、必要があると認められるときは、請負者に通知して、建設工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 第28条の規定は、市長が、前2項の規定により建設工事の全部又は一部の施工を一時中止させた場合に準用する。

（著しく短い工期の禁止）

第33条の2 市長は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等

の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(請負者による工期の延長の請求)

第34条 請負者は、天候の不良、第9条の規定による関連建設工事の調整への協力その他の請負者の責めに帰すことができない事由により工期内に建設工事を完成することができないときは、市長に対し、工期の延長を請求することができる。

2 前項の規定による請求は、工期延長請求書(様式第13号)に変更工程表(様式第14号)を添えて行わなければならない。

3 市長は、第1項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、当該請求に係る工期を延長しなければならない。この場合において、その延長が市長の責めに帰すべき事由によるときは、市長は請負代金額について必要と認められる変更を行い、市は請負者に生じた損害について必要な費用を負担しなければならない。

4 第28条第2項及び第3項の規定は、第1項の請求があった場合に準用する。この場合において、同条第2項本文中「前項の規定による変更後の工期又は請負代金額」とあるのは「第34条第1項の規定による請求に係る延長後の工期」と、同条第3項ただし書中「工期又は請負代金額の変更事由が生じた日」とあるのは「工期の延長の請求を受けた日」と読み替える。

(市長による工期の短縮の請求等)

第35条 市長は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮を請負者に請求することができる。

2 前項の場合において、当事者は、必要に応じ請負代金額を変更し、市は、請負者に生じた損害につき必要な費用を負担しなければならない。

3 第28条第2項及び第3項の規定は、第1項の規定による請求があった場合及び前項の規定による変更後の請負代金額の決定に、同条第4項の規定は、前項の必要な費用の額の決定に準用する。この場合において、同条第2項本文中「前項の規定による変更後の工期又は請負代金額」とあるのは「第35条第1項の規定による請求に係る変更後の工期及び同条第2項の規定による変更後の請負代金額」と、同条第3項ただし書中「工期又は請負代金額の変更事由が生じた日」とあるのは「請負者が工期の短縮又は変更の請求を受けた日」と、同条第4項中「第1項」とあるのは「第35条第2項」と読み替える。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第36条 市長又は請負者は、工期内で請負契約締結の日(第3項の規定により請負代金額を変更した場合にあっては、当該変更のうち、直前に行われた変更に係るこの項の規定による請求の日)から12月を経過した後に、日本国内における経済事情の変動により請負代金額が不相当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 市長又は請負者は、前項の経済事情の変動が特別な事情により急激に生じた結果請負代金額が不相当となったと認めたときは、同項の規定にかかわらず、直ちに請負代金額の変更を請求することができる。特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ請負代金額が不相当となったときも

同様とする。

- 3 第1項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（現に定められている請負代金額から現に定められている設計図書を基礎として算出した当該請求時の出来形部分に相当する額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の経済事情を基礎として算出した請負代金額から変動後の経済事情を基礎として算出した当該請求時の出来形部分に相当する額を控除した額をいう。以下同じ。）との差額のうち、変動前残工事代金額の1,000分の15を超える額を現に定められている請負代金額から減じ、又は現に定められている請負代金額に加えた額を変更後の請負代金額とする。
- 4 第28条第2項及び第3項の規定は、第1項又は第2項の規定による請求があった場合に準用する。この場合において、同条第2項本文中「前項の規定による変更後の工期又は請負代金額」とあるのは「第36条第2項の規定による請求に係る変更後の請負代金額並びに変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額」と、同条第3項ただし書中「工期又は請負代金額の変更事由が生じた日」とあるのは「第36条第1項又は第2項の規定による請求を行った日又は受けた日」と読み替える。

（臨機の措置）

第37条 請負者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を採らなければならない。この場合において、請負者は、その採った措置の内容を直ちに監督員に通知するものとする。

- 2 前項前段の場合において、必要があると認めるときは、請負者は、あらかじめ監督員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 3 監督員は、災害防止その他建設工事の施工上特に必要があると認めるときは、請負者に対して臨機の措置を採ることを請求することができる。この場合においては、請負者は、直ちにこれに応じなければならない。
- 4 請負者が第1項又は前項の規定により臨機の措置を採った場合において、当該措置に要した費用のうち、請負者が請負代金額の範囲内において負担することが適当でない認められる費用については、市が負担する。
- 5 第28条第4項の規定は、前項の規定により市が負担する費用の額の決定に準用する。

（一般的損害）

第38条 この規則に特別の定めがある場合を除くほか、工事目的物の引渡しが行われたとみなされる前に工事目的物又は工事材料について生じた損害その他建設工事の施工に関して生じた損害については、請負者がその費用を負担する。ただし、その損害（第65条第1項の規定により付された保険等により填補される損害（以下「保険填補部分」という。）を除く。）のうち、市長の責めに帰すべき事由により生じた損害については、市がその費用を負担する。

（第三者に及ぼした損害等）

第39条 建設工事の施工に伴い第三者に及ぼした損害の負担については、請負契約に定めるところによる。

2 建設工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、当事者と協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第40条 工事目的物の引渡しが行われたとみなされる前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で当事者双方の責めに帰すことができないもの（以下「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害を生じたときは、請負者は、その事実の発生後直ちにその状況を市長に通知しなければならない。

2 市長は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害の状況を調査し、その結果を請負者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により確認された損害のうち、この規則の定めるところにより行った検査若しくは立会い又は整備された見本等その他の請負者の工事に関する記録等により確認することができた工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に係る損害の額（請負者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づく損害の額及び保険填補部分の額を除く。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下「損害合計額」という。）を負担しなければならない。ただし、損害合計額のうち、請負代金額の100分の1に相当する額に至るまでの金額については、この限りでない。

4 不可抗力によって生じた損害のうち、工事材料、仮設物及び建設機械器具に係る損害の額は、請負者が通常妥当と認められる範囲を超えた品質、数量、規格又は性能の工事材料、仮設物及び建設機械器具を使用した場合であっても、通常妥当と認められる範囲の品質、数量、規格又は性能に基づいて算定する。

5 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の損害の負担については、第3項本文中「損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「保険填補部分の額」とあるのは「保険填補部分の額の累計」と、「損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、同項ただし書中「損害合計額のうち、請負代金額の100分の1に相当する額」とあるのは「損害合計額のうち、請負代金額の100分の1に相当する額に既に負担した額を加えた額」として同項を適用する。

(請負代金額の増額等に代えて行う設計図書の変更)

第41条 市長は、第16条、第28条第1項（第30条第2項、第31条第5項、第32条第2項及び第33条第3項において準用する場合を含む。）、第34条第3項後段、第35条第3項、第36条第1項及び第2項、第37条第4項、第38条、前条第3項及び第5項並びに第45条第3項の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は費用の全部若しくは一部の負担に代えて設計図書を変更することができる。

2 第28条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による設計図書の変更に準用する。この場合において、同条第2項本文中「変更後の工期又は請負代金額」とあるのは「設計図書の変更の内容」と、同条第3項ただし書中「工期又は請負代金額の変更事由が生じた日」とあるのは「請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担す

べき事由が生じた日」と読み替える。

第4章 建設工事の検査及び引渡し並びに支払

(検査を行う職員)

第42条 地方自治法第234条の2第1項の規定による検査は、市長の命ずる職員が行う。ただし、請負代金額が100万円未満の工事については、工事担当課長が行う。

(検査及び引渡し)

第43条 請負者は、建設工事が完成したときは、完成届出書(様式第15号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の完成届出書の提出を受けたときは、その日から14日以内に請負者の立会いの上、設計図書に定めるところにより建設工事の完成を確認するための検査を完了し、かつ、当該検査の結果を請負者に通知しなければならない。この場合において、市長は、必要があると認められるときは、その理由を請負者に通知して、工事目的物を最小限度の範囲に限り破壊して検査することができる。

3 第30条第5項の規定は、前項後段の検査に準用する。

4 市長が、検査に合格した旨の第2項の規定による通知をしたときは、工事目的物の引渡しが行われたものとみなす。

5 請負者は、検査に合格しなかった旨の第2項の規定による通知を受けたときは、直ちに修補しなければならない。この場合のこの条の規定の適用については、第1項中「建設工事が完成したときは、完成届出書(様式第15号)」とあるのは「修補が完了したときは、修補完了届出書(様式第16号)」とし、第2項中「完成届出書」とあるのは「修補完了届出書」とする。

(請負代金の支払)

第44条 請負者は、検査に合格した旨の前条第2項の通知を受けたときは、請負代金請求書(様式第17号)により請負代金の支払を請求することができる。

2 市は、前項の規定による請求を受けたときは、当該請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。

3 市長がその責めに帰すべき事由により前条第2項に規定する期間内に検査の結果を通知しないときは、当該期間の末日の翌日から検査の結果を通知した日までの期間の日数は、前項に規定する期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、同条第2項に規定する期間を経過した日から起算して40日を経過する日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第45条 市長は、第43条第4項の規定により引渡しが行われたとみなされる前においても、請負者の承諾を得て、工事目的物の全部又は一部を使用することができる。

2 前項の場合においては、市長は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 市長が、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって請負者に損害を及ぼしたときは、市は、必要な費用を負担しなければならない。

4 第28条第4項の規定は、前項の規定により市が負担する費用の額の決定に準用する。

(前金払)

第46条 請負者は、1件の請負代金額が300万円以上の建設工事に要する費用について、建設工事請負契約書記載の建設工事完成の時期を保証期限とする保証事業者との保証委託契約（以下「保証委託契約」という。）を締結し、その保証証書を前払金請求書（様式第18号）に添えて市長に提出して、請負代金額の10分の4以内の額の前払金の支払を請求することができる。

2 前項に規定する前払金の支払を受けた請負者は、当該建設工事に要する費用について、前項の保証委託契約に加えて新たに保証委託契約を締結し、その保証証書を市長に提出して、当該前払金に追加して請負代金額の10分の2以内の額の前払金を請求することができる。ただし、第49条第1項の規定による部分払を請求した場合については、この限りでない。

3 前項の規定による請求をしようとする請負者は、市長に対し、あらかじめ、当該建設工事が次に掲げる要件の全てに該当することの認定を請求し、その旨の認定を受けなければならない。

(1) 工期の2分の1を経過していること。

(2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該建設工事に係る作業が行われていること。

(3) 既に行われた当該建設工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

4 市長は、前項の規定による認定の請求を受けたときは、速やかに当該認定の結果を当該請負者に通知しなければならない。

5 市長は、第1項又は第2項に規定する請求があったときは、当該請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

(前払金等の変更)

第47条 請負者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額に基づく前払金額から受領済みの前払金額を差し引いた額の前金払の支払を請求することができる。この場合において、あらかじめ保証委託契約を変更し、変更後の保証証書を市長に提出しなければならない。

2 前条第5項の規定は、前項の規定による請求があった場合に準用する。

3 請負者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が、減額後の請負代金額に基づく前払金額に当該減額後の請負代金額の10分の1（前条第2項に規定する前払金の支払を受けているときには10分の2）に相当する額を加えた額を超えるときは、請負代金額が減額された日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。この場合において、保証委託契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに市長に提出しなければならない。

4 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、当事者が協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から7日以内に協議が整わない場合には、

市長が定め、請負者に通知する。

5 市長は、請負者が第3項に規定する期間内に同項の超過額又は前項の返還すべき超過額の全額を返還しなかったときは、その未返還額につき、第3項に規定する期間を経過した日から返還をする日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「財務大臣が決定する率」という。）により計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

6 市長は、工期の変更が行われた場合には、直ちにその旨を当該建設工事に関し請負者と保証委託契約を締結している保証事業会社に通知するものとする。

（前払金の使用）

第48条 請負者は、前払金を当該建設工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料又は購入費（当該建設工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該建設工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

2 請負者が前払金を前項に規定する費用に充当する場合において、現場管理費及び一般管理費等の支払に充当することができる額は、前払金の100分の25以内の額とする。

（部分払）

第49条 請負者は、建設工事の完成前に、出来形部分又は製造工場等にある特殊な工場製品に相応する請負代金相当額（以下「出来高金額」という。）の10分の9以内の額について、部分払を請求することができる。ただし、前払金があった場合においては、特に必要があると認める場合を除き、出来形が、現になされた前払金の請負代金額に対する割合に10分の1を加えた率以上に達したときに限る。

2 請負者は、前項の規定による請求をしようとするときは、市長に対し、あらかじめ、出来形確認請求書（様式第19号）を提出して、当該請求に係る出来形部分及び製造工場等にある特殊な工場製品の確認を請求しなければならない。

3 市長は、前項の規定による確認の請求を受けた日から14日以内に、請負者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、かつ、当該検査の結果を請負者に通知しなければならない。

4 第30条第5項及び第43条第2項後段の規定は、前項の検査に準用する。

5 出来高金額は、当事者が協議して定める。ただし、請負者が第3項の通知を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、市長が定め、請負者に通知する。

6 請負者は、検査に合格した旨の第3項の規定による通知を受けたときは、請負代金請求書（様式第17号）により部分払金の支払を請求することができる。この場合においては、市長は、当該請求を受けた日から14日以内に、部分払金を支払わなければならない。

7 部分払金の額は、次の式により算定する。

出来高金額 × (9 / 10 - 前払金額 / 請負代金額)

8 第1項の規定による部分払の請求回数は、次の各号に掲げる請負代金額の区分に

応じ、当該各号に掲げる回数以内とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、請求回数を増加することができる。

- (1) 請負代金額200万円以上1,000万円未満 1回
- (2) 請負代金額1,000万円以上2,000万円未満 2回
- (3) 請負代金額2,000万円以上5,000万円未満 3回
- (4) 請負代金額5,000万円以上 4回

9 第6項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とする。

(部分引渡し)

第50条 第43条及び第44条の規定は、市長が設計図書において建設工事の完成に先立って工事目的物の一部の引渡しを受けるべきことを指定した部分又は工事目的物の一部が完成した場合には当該部分を引き渡すことについて当事者の合意が成立した部分（以下「一部引渡指定部分」という。）がある場合において当該一部引渡指定部分が完成した場合に準用する。この場合において、第43条中「建設工事」とあるのは「一部引渡指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「一部引渡指定部分に係る工事目的物」と、第44条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替える。

2 前項の規定により準用される第44条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算出する。

一部引渡指定部分に相応する請負代金の額×(1-前払金額/請負代金額)

3 前条第5項の規定は、前項の規定による部分引渡しに係る請負代金の額の算定に当たって準用する。この場合において、同条第5項本文中「出来高金額」とあるのは「一部引渡指定部分に相応する請負代金の額」と、同項ただし書中「第3項の通知を受けた日から10日以内」とあるのは「第50条第1項の規定により準用される第43条第2項前段の規定による通知を受けた日から14日以内」と読み替える。

(第三者による代理受領)

第51条 請負者は、市長の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 市長は、前項の規定により請負者が第三者を代理人とした場合において、請負者の提出する請求書に当該第三者が請負者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第44条（前条第1項において準用する場合を含む。）又は第49条の規定による支払をしなければならない。

(前払金等の不払に対する建設工事の中止)

第52条 請負者は、市長が第46条第5項（第47条第2項において準用する場合を含む。）、第49条第6項又は第50条第1項において準用される第44条第2項の規定による支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、建設工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、請負者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

2 第28条の規定は、前項の規定により請負者が建設工事の施工を中止した場合について準用する。

(契約不適合責任)

第53条 市長は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、請負者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、市長は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、請負者は、市長に不相当な負担を課するものでないときは、市長が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、市長が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、市長は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 請負者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、請負者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、市長がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

第5章 請負契約の解除

(市長の催告による解除権)

第54条 市長は、請負者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは請負契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が請負契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、建設工事に着手すべき期日を過ぎ、かつ、相当の期間を定めてその着手を催告したにもかかわらず、その期間内に当該建設工事に着手しないとき。

(2) 工期内に建設工事を完成しないとき、又は工期経過後相当の期間内に建設工事を完成する見込みが明らかでないとき。

(3) 相当の期間を定めてその設置を催告したにもかかわらず、その期間内に第22条第1項各号に掲げる者を設置しなかったとき。

(4) 正当な理由なく、第53条第1項の履行の追完がなされないとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、請負契約に違反したとき。

2 前項の規定により請負契約を解除しようとするときは、請負契約解除通知書（様式第20号）により、請負者に通知するものとする。

(市長の催告によらない解除権)

第55条 市長は、請負者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに請負契約を解除することができる。

- (1) 第13条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- (2) 請負契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、請負契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (4) 請負者が請負契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 請負者の債務の一部の履行が不能である場合又は請負者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは請負契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 請負契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ請負契約をした目的を達することができない場合において、請負者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、請負者がその債務の履行をせず、市長が前条の催告をしても請負契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員等（同条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下この項において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- (9) 第58条又は第59条の規定によらないで請負契約の解除を申し出たとき。
- (10) 請負者（請負者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（請負者が個人である場合にはその者を、請負者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等であると認められるとき。
 - イ 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等の供給又は便宜の供与をする等直接的に又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が暴力団関係業者であることを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 請負者が、暴力団関係業者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、市長が請負者に対して当該契約の解除を求め、請負者がこれに従わなかったとき。

ク 市長が第14条の3第3項の解除を求め、請負者が正当な理由がなくこれに従わなかったとき（キに該当する場合を除く。）。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による解除に準用する。

（市長の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第56条 第54条第1項各号又は前条第1項各号に定める場合が市長の責めに帰すべき事由によるものであるときは、市長は、前2条の規定による請負契約の解除をすることができない。

（市長の任意解除権）

第57条 市長は、建設工事が完成するまでの間は、第54条又は第55条の規定によるほか、必要があるときは、請負契約を解除することができる。

2 第54条第2項の規定は、前項の規定による解除に準用する。

3 市は、第1項の規定により請負契約が解除されたことにより請負者に損害を及ぼしたときは、その損害につき必要な費用を負担しなければならない。

4 第28条第4項の規定は、前項の規定により市が負担する費用の額の決定に準用する。

（請負者の催告による解除権）

第58条 請負者は、市長が請負契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、請負契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が請負契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（請負者の催告によらない解除権）

第59条 請負者は、次の各号のいずれかに該当する理由があるときは、請負契約を解除することができる。

(1) 第32条第1項の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第33条第1項又は第2項の規定による建設工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が建設工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（請負者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第60条 第58条又は前条各号に定める場合が請負者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、請負者は、前2条の規定による請負契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

- 第61条 第43条第2項から第4項までの規定は、請負契約が建設工事の完成前に解除された場合に準用する。この場合において、同条第2項前段中「前項の完成届出書の提出を受けたとき」とあるのは「解除の通知をし、又は解除の通知を受けたとき」と、「建設工事の完成」とあるのは「出来形部分」と、同条第4項中「工事目的物」とあるのは「出来形部分及び部分払の対象となった特殊な工場製品」と読み替える。
- 2 市長は、前項の規定によって準用される第43条第2項前段の規定による通知をしたときは、前項の規定によって準用される第43条第2項前段の検査に合格した出来形部分に相応する請負代金額を請負者に支払わなければならない。
 - 3 第49条第5項の規定は、前項の出来形部分に相応する請負代金額の決定について準用する。この場合において、同条第5項本文中「出来高金額」とあるのは「第61条第1項の規定により準用される第43条第2項前段の検査に合格した出来形部分に相応する請負代金額」と、同項ただし書中「第3項の通知を受けた日から10日以内」とあるのは「第61条第1項の規定により準用される第43条第2項前段の規定による通知を受けた日から14日以内」と読み替える。
 - 4 第2項の場合において、第46条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第49条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を第2項の検査に合格した出来形部分に相応する請負代金額から控除した額を支払い、受領済みの前払金に余剰があるときは、請負者は、その余剰額を返還しなければならない。
 - 5 前項の規定による返還に当たっては、当該余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、財務大臣が決定する率により計算した額の利息を付さなければならない。ただし、第54条、第58条又は第59条の規定による解除の場合にあっては、この限りでない。
 - 6 請負者は、請負契約が建設工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第2項の検査に合格した出来形部分に使用されているものを除き、市長に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が請負者の故意若しくは過失により滅失し、若しくは損傷したとき、又は同項の検査に合格しなかった出来形部分に使用されているときは、代品若しくは原状に復した支給材料を返還し、又は返還に代えてその損害につき必要な費用を負担しなければならない。
 - 7 請負者は、請負契約が建設工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を市長に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が請負者の故意又は過失により滅失し、又は損傷したときは、代品若しくは原状に復した貸与品を返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
 - 8 第29条第3項及び第5項の規定は、請負契約が建設工事の完成前に解除された場合に準用する。この場合において、同条第3項中「建設工事の完成、設計図書の変更等」とあるのは「請負契約の解除」と、同条第5項中「前項の期限までに」とあるのは「第61条第9項の期限までに」と読み替える。
 - 9 第6項前段及び第7項前段の規定による請負者の採るべき措置の期限、方法等に

については、請負契約の解除が請負者の責めに帰すべき事由によるときは市長が定め、請負契約の解除が請負者の責めに帰すべき事由によらないときは請負者が市長の意見を聴いて定めるものとし、第6項後段、第7項後段及び前項において準用する第29条第3項の規定による請負者の採るべき措置の期限、方法等については、市長が請負者の意見を聴いて定めるものとする。

10 建設工事の完成後に請負契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については市長及び請負者が民法の規定に従って協議して決める。

(市長の損害賠償請求等)

第62条 市長は、請負者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 工期内に建設工事を完成することができないとき。

(2) 工事目的物に契約不適合があるとき。

(3) 第54条又は第55条の規定により、工事目的物の完成後に請負契約が解除されたとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき、又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の損害賠償に代えて、請負者は、請負代金額の10分の1（島田市建設工事に係る低入札価格調査制度による調査等実施要領（平成27年4月1日制定）による低入札価格調査を受けて落札者となった請負者にあつては、請負代金額の10分の3）に相当する額を違約金として市長の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第54条又は第55条の規定により工事目的物の完成前に請負契約が解除されたとき。

(2) 工事目的物の完成前に、請負者がその債務の履行を拒否し、又は請負者の責めに帰すべき事由により請負者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者が請負契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 請負者について破産手続開始の決定があつた場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 請負者について更生手続開始の決定があつた場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 請負者について再生手続開始の決定があつた場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）が請負契約及び取引上の社会通念に照らして請負者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 市長は、第1項第1号の場合においては、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、財務大臣が決定する率により計算した額を請求するものとする。

6 市長は、第2項の場合（第55条第1項第8号及び第10号の規定により、請負契約が解除された場合を除く。）において、第12条第1項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（請負者の損害賠償請求等）

第63条 請負者は、市長が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合が請負契約及び取引上の社会通念に照らして市長の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第58条又は第59条の規定により請負契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき、又は債務の履行が不能であるとき。

2 第44条第2項（第50条第1項において準用する場合を含む。）に規定する期日までに請負代金が支払われなかった場合においては、請負者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、財務大臣が決定する率により計算した額の遅延利息の支払を市に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第64条 市長は、引き渡された工事目的物に関し、第43条第4項（第50条第1項において準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は請負契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、市長が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、請負者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年（設計図書で期間を定めた建設工事にあつては当該期間）が経過する日まで請求等を行うことができる。

3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、請負者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 市長が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を請負者に通知した場合において、市長が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

5 市長は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

6 前各項の規定は、契約不適合が請負者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する請負者の責任については、民法の定めると

ころによる。

- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 市長は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに請負者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、請負者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 9 請負契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第5条に定める部分の^{かし}瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことのできる期間は、10年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。
- 10 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は市長若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、市長は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、請負者がその材料又は指図が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

第6章 雑則

（保険等）

第65条 請負者は、工事目的物、工事材料等を設計図書に定める火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下同じ。）に付さなければならない。

2 請負者は、前項に規定する保険の契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに市長に提示しなければならない。

3 請負者は、工事目的物、工事材料等を第1項に規定する保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

（違約金等の徴収）

第66条 請負者が、この規則に基づく違約金その他の損害金を市長の指定する期日までに支払わなかったときは、その指定する期日を経過した日から損害金の支払をする日までの日数に応じ、財務大臣が決定する率により計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

2 前項の損害金及び遅延利息は、請負代金と相殺することができる。

（あっせん又は調停）

第67条 請負契約に関して当事者間に紛争を生じた場合には、市長及び請負者は、法第25条の規定により設置された静岡県建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争若しくは監理技術者等、専門技術者、下請負人、労働者その他請負者が工事を施工するために使用している者の工事の管理若しくは施工に関する紛争又は監督員の職務の執行に関する紛争については、第24条第3項の規定により請負者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により市長が決定を行った後又は請負者若しくは市長が決定を行わ

ずに同条第3項若しくは第5項に規定する期間が経過した後でなければ、市長又は請負者は、前項のあつせん又は調停を申請することができない。

(仲裁)

第68条 前条第1項の規定にかかわらず、市長又は請負者は、審査会のあつせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、仲裁合意書に基づき、審査会に仲裁を申請することができる。

(その他)

第69条 この規則の実施のための手続その他実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年5月5日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(次項において「施行日」という。)の前日までに、合併前の島田市建設工事執行規則(昭和61年島田市規則第5号)又は金谷町建設工事執行規則(平成8年金谷市規則第9号)(次項においてこれらを「合併前の規則」という。)の規定によりなされた契約に関する事務のうち、この規則の施行の際引き続き継続しているものについては、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

3 第54条の規定は、施行日以後に締結する契約から適用し、同日前に合併前の島田市又は金谷町が合併前の規則により締結した契約に関し、請負人が同条各号のいずれかに該当することにより発生した損害の賠償については、なお合併前の規則の例による。

附 則(平成19年6月28日規則第32号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第47条第5項、第54条第2項及び第3項、第58条第5項並びに第60条第1項の規定は、この規則の施行の日以後に締結する請負契約から適用し、同日前に締結した請負契約については、なお従前の例による。

附 則(平成20年4月30日規則第100号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の島田市建設工事執行規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結する請負契約から適用し、同日前に締結した請負契約については、なお従前の例による。

附 則(平成21年6月4日規則第27号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の島田市建設工事執行規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結する請負契約から適用し、同日前に締結した請負契約については、なお従前の例による。

附 則 (平成21年 9 月 30 日規則第40号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年10月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第22条第 4 項の規定は、この規則の施行の日以後に締結される請負契約から適用し、同日前に締結された請負契約については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に提出されている改正前の様式第11号による主任技術者等通知書は、改正後の様式第11号による主任技術者等通知書とみなす。

附 則 (平成22年 8 月 30 日規則第48号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の島田市建設工事執行規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結する請負契約から適用し、同日前に締結した請負契約については、なお従前の例による。

附 則 (平成23年 3 月 30 日規則第17号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の島田市建設工事執行規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結する請負契約から適用し、同日前に締結した請負契約については、なお従前の例による。

附 則 (平成23年12月28日規則第44号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の島田市建設工事執行規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結する請負契約から適用し、同日前に締結した請負契約については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年12月 5 日規則第53号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の島田市建設工事執行規則の規定は、この規則の施行の日 (以下「施行日」という。)以後に締結する請負契約から適用し、施行日前に締結した請負契約については、なお従前の例による。

附 則（平成25年 3 月29日規則第34号）

（施行期日）

1 この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の島田市建設工事執行規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結する請負契約から適用し、同日前に締結した請負契約については、なお従前の例による。

附 則（平成26年 3 月31日規則第15号）

（施行期日）

1 この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の島田市建設工事執行規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結する請負契約から適用し、同日前に締結した請負契約については、なお従前の例による。

附 則（平成26年10月 1 日規則第45号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年 3 月31日規則第18号）

（施行期日）

1 この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の島田市建設工事執行規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結する請負契約から適用し、同日前に締結した請負契約については、なお従前の例による。

附 則（平成28年 3 月29日規則第22号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の島田市建設工事執行規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結する請負契約から適用し、同日前に締結した請負契約については、なお従前の例による。

附 則（平成28年 7 月 4 日規則第53号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年10月28日規則第61号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年 3 月30日規則第19号）

（施行期日）

1 この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第47条第 5 項、第54条第 2 項及び第 3 項、第58条第 5 項並びに第60条第 1 項の規定は、この規則の施行の日以後に締結する請負契約から適用し、同日前に

締結した請負契約については、なお従前の例による。

附 則（平成29年9月29日規則第31号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の様式第1号による入札書は、改正後の様式第1号による入札書とみなす。

附 則（平成30年10月30日規則第57号）

この規則は、平成30年11月1日から施行する。

附 則（令和2年4月28日規則第37号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則による改正後の島田市建設工事執行規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結する請負契約から適用し、同日前に締結した請負契約については、なお従前の例による。

附 則（令和2年9月7日規則第65号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和2年10月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則による改正後の第33条の2及び第35条の規定は、この規則の施行の日以後に締結する請負契約から適用し、同日前に締結した請負契約については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月30日規則第29号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際この規則による改正前の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則（令和3年12月28日規則第62号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

入札書

1 入札番号 第 号

2 建設工事名
(工事材料名)

3 建設工事箇所
(引渡し場所)

上記の建設工事を建設工事等競争契約入札心得を承諾の上、下記の金額で請け負いたいので、申し込みます。

入札金額

拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

年 月 日

発注者 島田市長

住 所

入札者 商号又は名称

氏 名（法人にあっては、代表者の氏名）印

建設工事請負契約書

収入
印紙

1 建設工事名

2 建設工事箇所

3 工 期 着手 年 月 日
完成 年 月 日

4 工事を施工しない日
工事を施工しない時間帯

5 請負代金額 ¥ _____
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ _____)

6 請負代金の支払
前払金額 ¥ _____
部分払回数 _____ 回以内

7 契約保証金 ¥ _____
(約款第 条第 項第 号該当)

上記の建設工事について、発注者と請負者は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の約款によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

この契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を所持する。

年 月 日

発注者 島田市長 印

住 所

請負者 商号又は名称

氏 名 (法人にあつては、代表者の氏名) 印

建設工事請負契約書

収入
印紙

1 建設工事名

2 建設工事箇所

3 工 期 着手 年 月 日
完成 年 月 日

4 工事を施工しない日
工事を施工しない時間帯

5 請負代金額 ¥ _____
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ _____)

6 請負代金の支払
前払金額 ¥ _____
部分払回数 _____ 回以内

7 契約保証金 ¥ _____
(約款第 条第 項第 号該当)

上記の建設工事について、発注者と請負者は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の約款によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

この契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を所持する。

年 月 日

発注者 島田市長 印

請負者 共同企業体の名称

代表者 住 所
商号又は名称
氏 名 (法人にあっては、代表者の氏名) 印

その他の構成員 住 所
商号又は名称
氏 名 (法人にあっては、代表者の氏名) 印

建設工事請書

収入
印紙

- 1 建設工事名
- 2 建設工事箇所
- 3 工 期 着手 年 月 日
完成 年 月 日
- 4 工事を施工しない日
工事を施工しない時間帯
- 5 請負代金額 ¥ _____
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ _____)
- 6 その他


上記の建設工事の施工については、島田市建設工事請負契約約款申請者に関する規定を遵守し、仕様書、設計書及び図面に基づいて相違なく完成します。

年 月 日

発注者 島田市長

住 所

請負者 商号又は名称

氏 名（法人にあつては、代表者の氏名）

建設工事変更請負契約書

収入
印紙

1 建設工事名

2 建設工事箇所

3 変更事項

(1) 請負代金額 円 _____
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円 _____)

(2) 工 期

(3) 建設工事内容

上記のとおり 年 月 日締結した請負契約を変更し、この契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を所持する。

年 月 日

発注者 島田市長 印

住 所

請負者 商号又は名称

氏 名（法人にあっては、代表者の氏名）印

建設工事変更請負契約書

収入
印紙

1 建設工事名

2 建設工事箇所

3 変更事項

(1) 請負代金額 円 _____
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円 _____)

(2) 工 期

(3) 建設工事内容

上記のとおり 年 月 日締結した請負契約を変更し、この契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を所持する。

年 月 日

発注者 島田市長

印

請負者 共同企業体の名称

代表者 住 所

商号又は名称

氏 名（法人にあつては、代表者の氏名）㊟

その他の構成員 住 所

商号又は名称

氏 名（法人にあつては、代表者の氏名）㊟

建設工事変更請書

収入
印紙

1 建設工事名

2 建設工事箇所

3 変更事項

(1) 請負代金額 円 _____
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円 _____)

(2) 工 期

(3) 建設工事内容


上記のとおり 年 月 日締結した請負契約を変更し、島田市建設工事請負契約約款中請負者に関する規定を遵守し、仕様書、設計書及び図面に基づいて相違なく完成します。

年 月 日

発注者 島田市長

住 所

請負者 商号又は名称

氏 名（法人にあっては、代表者の氏名）

様式第6号（第13条関係）

建設工事請負代金請求権譲渡承諾（変更承諾）申請書

年 月 日

発注者 島田市長

住 所

請負者 商号又は名称

氏 名（法人にあっては、代表者の氏名）

のため、さきに締結した建設工事請負契約の履行により生ずる請負代金請求権を、次のとおり譲渡したいので承諾されるよう申請します。

建設工事名	
建設工事箇所	

	当 初 契 約	変更契約による増減	計
契 約 工 期	着手 年 月 日 完成 年 月 日	着手 年 月 日 完成 年 月 日	
請 負 代 金 額			
前 払 金 額			
部 分 払 金 額			
譲 渡 債 権 金 額			
債 権 譲 渡 先			

建設工事請負代金請求権譲渡承諾（変更承諾）書

上記の建設工事請負代金請求権の譲渡については、申請のとおり承諾します。

第 号
年 月 日

発注者 島田市長

（注） 契約変更により当該工事請負代金額に増減を生じたときは、遅滞なく変更承諾申請書を提出すること。

下請負人通知書

1 下請負人に関し通知を求められた建設工事

- (1) 建設工事名
- (2) 請負代金額 円
- (3) 契約年月日 年 月 日
- (4) 工 期 年 月 日
着手 年 月 日
完成 年 月 日

2 下請負人に関する事項

商 号	住 所	下請契約の内容			請け負った工事に係る建設業の種類並びに当該建設業の許可年月日及び許可番号		
		工種	数量	金額	種類	許可の年月日	許可番号
				円			搬 一 第 号 特
計							

下請負人に関する事項を上記のとおり通知します。

年 月 日

発注者 島田市長

住 所

請負者 商号又は名称

氏 名（法人にあっては、代表者の氏名）

様式第 8 号 (第20条関係)

工程表

1 建設工事名

2 建設工事箇所

3 工 期 着手 年 月 日
完成 年 月 日

工 種	設 計 数 量	月			月			月			月		
		10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30
通計歩合	%												

上記のとおり施工したいので、工程表を提出します。

年 月 日

発注者 島田市長

住 所

請負者 商号又は名称

氏 名 (法人にあつては、代表者の氏名)

様式第9号（第20条関係）

工事工程月報

建設工事名	
建設工事箇所	
着手、完成年月日	年 月 日から 年 月 日まで (年 月 日現在)

工 種	請負代金額	工 事 進 捗 度			摘 要
		前月まで	本 月	累 計	
		%	%	%	工事進捗停滞理由等を記入する
計					

年 月 日

発注者 島田市長

住 所

請負者 商号又は名称

氏 名（法人にあつては、代表者の氏名）

主任技術者等通知書

年 月 日

発注者 島田市長

住 所

請負者 商号又は名称

氏 名（法人にあつては、代表者の氏名）

さきに請負契約を締結した建設工事の主任技術者等の氏名等を、次のとおり通知します。

1 建設工事名 _____ 工事
 （ 年 月 日契約締結）

2 主任技術者等の氏名

区 分	職名	氏名	担当工事 種類	資 格 区 分	
				第7条第2号	第15条第2号
主任技術者				イ・ロ・ハ	
専任の主任技術者				イ・ロ・ハ	
監理技術者					イ・ロ・ハ
専任の監理技術者					イ・ロ・ハ
監理技術者補佐				イ・ロ・ハ	イ・ロ・ハ
現場代理人					
専門技術者				イ・ロ・ハ	

3 現場代理人が2か所の工事現場に駐在する場合における他の建設工事の内容

工 種 名	
建 設 工 事 名	
建 設 工 事 箇 所	
工 期	着手 年 月 日 完成 年 月 日
請 負 代 金 額	円
市 担 当 課	

（注） 「2 主任技術者等の氏名」の資格区分の欄は、建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は第15条第2号イ、ロ若しくはハのうち、該当するものに○印を付けること。

工事記録簿

建設工事名			
建設工事箇所			
着手年月日			
完成年月日			
年 月 日	天 候	記 録	摘 要

(注)

- 1 記録欄には、現場の作業状況又は監督員の指示等若しくは指示等に対する処理状況等について記入すること。
- 2 摘要欄については、指示等を行った監督員名等を記入すること。

変更工程表

- 1 建設工事名
- 2 建設工事箇所

3 工 期 着手 年 月 日
 完成 年 月 日

工 種	設 計 数 量	月			月			月			月		
		10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30
通 歩	計 合	%											

上記のとおり変更したいので、変更工程表を提出します。

年 月 日

発注者 島田市長

住 所

請負者 商号又は名称

氏 名（法人にあつては、代表者の氏名）

備考 変更した部分は、朱書きすること。

請負代金請求書

金 _____ 円

- 1 建設工事名
- 2 建設工事箇所
- 3 請負契約額 金 _____ 円
- 4 今回までの出来高 金 _____ 円
- 5 出来高の90% 金 _____ 円
- 6 前払金額 万円× (出来高率) △ _____ 円
- 7 前回までの部分払受領額
 - 第 1 回 金 △ _____ 円
 - 第 2 回 金 _____ 円
 - 第 3 回 金 _____ 円
 - 第 4 回 金 _____ 円
 - 第 5 回 金 _____ 円
- 8 請求可能額 金 _____ 円


上記のとおり請求します。

年 月 日

発注者 島田市長

住 所

請負者 商号又は名称

氏 名（法人にあつては、代表者の氏名）

振込先取引銀行名

種 別 普通・当座
番 号

前払金請求書

前 払 金 額 ¥ _____

ただし、 年 月 日 契約締結による。

建 設 工 事 名

請 負 代 金 額 ¥ _____ に対する前払金


別添「保証証書」のとおり、東日本建設保証株式会社との保証契約を締結したので、上記金額の前払を請求します。

年 月 日

発注者 島田市長

住 所

請負者 商号又は名称

氏 名（法人にあっては、代表者の氏名）

出来形確認請求書

1 建設工事名

2 建設工事箇所

3 工 期 着手 年 月 日
完成 年 月 日

4 請負代金額 ¥ _____

5 出来形の内訳

工種	単位	設計数量 A	出来形数量 B	出来形歩合 $B/A=C$	構成比率 D	C×D	摘要
出来形歩合							

年 月 日現在における第 回出来形の確認を請求します。

年 月 日

発注者 島田市長

住 所

請負者 商号又は名称

氏 名（法人にあつては、代表者の氏名）

請負契約解除通知書

1 建設工事名

2 建設工事箇所

3 工 期 着手 年 月 日
完成 年 月 日

4 請負代金額 ￥ _____

年 月 日契約を締結した上記の建設工事については、島田市建設
工事請負契約約款第 条第 項第 号の規定により契約を解除します。

第 号
年 月 日

住 所

請負者 商号又は名称

氏 名（法人にあつては、代表者の氏名） 様

発注者 島田市長



本 庁
出先機関

島田市建設工事監督規程（平成17年島田市訓令甲第36号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月24日

島田市長 染谷 絹代


第24条中「監理技術者」の次に「、監理技術者補佐」を加える。

別表備考を次のように改める。

備考

- 1 総括監督員は、主任監督員を兼ねることができる。
- 2 主任監督員は、担当監督員を兼ねることができる。ただし、総括監督員が主任監督員を兼ねる場合は、この限りでない。


様式第1号中

下記のように指示・承諾・協議・提出・報告する。願いたい。 年 月 日	契約担当者	
	監督員	
	請負者	
	現場代理人	

を

下記のように指示・承諾・協議・提出・報告する。願いたい。 年 月 日	契約担当者	
	監督員	
	請負者	
	現場代理人	

に、


上記について承諾する。受理する。 年 月 日	契約担当者	
	監督員	
	請負者	
	現場代理人	

を

上記について承諾する。受理する。 年 月 日	契約担当者	
	監督員	
	請負者	
	現場代理人	

※承諾の場合は署名とする。

に改める。

様式第2号中「」を削る。

附 則

この訓令甲は、令和4年4月1日から施行する。

建設工事の現場代理人の兼任に関する取扱要領

最終改正 令和4年4月1日

(目 的)

第1条 この要領は、島田市が発注する建設工事（以下「工事」という。）について、請負者が複数の工事を請け負う場合において、最初に請け負った工事の現場代理人と他の工事の現場代理人との兼任を認める事項を定めることにより、技術者数が少ない中小企業者への弾力的な運用による効率的配置、活用等により請負者の経営確保や受注機会の促進を図ることを目的とする。

(対象工事)

第2条 島田市が発注する工事又は島田市以外の機関（官民を問わない。以下同じ。）の発注する工事を対象とする。

(対象要件)

第3条 次の要件を満たすものとする。ただし、島田市発注工事と島田市以外の機関の発注工事現場で現場代理人を兼任しようとする場合において、判断基準をすべて満たす場合であっても、島田市以外の機関の規定等により兼任が認められない場合があることに注意すること。

(1) 工事1件の請負代金の額（税込）が3,500万円（建築一式工事にあっては7,000万円）以上の場合（兼任しようとする他の工事の請負代金の額は問わない。）は次のアからエのすべてを満たしていること。

ア 兼任しようとする工事の件数は、2件とする。

イ 兼任しようとする工事現場間の距離が10km程度の近接した場所であること。

ウ 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工に当たり相互に調整を要する工事であること。資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分在同一の下請業者で施工する場合も含む。

エ 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応が可能なこと。

(2) 工事1件の請負代金の額（税込）が3,500万円（建築一式工事にあっては7,000万円）未満の場合（兼任しようとする他の工事の請負代金も3,500万円（建築一式工事にあっては7,000万円）未満）は、次のアからウのすべてを満たしていること。

ア 兼任しようとする工事の件数は、3件までとする。

イ 兼任しようとする工事現場間の距離及び移動時間が一定範囲内であること。
具体的には、工事現場間（兼任しようとする工事のうち最も遠い工事現場間）の直線距離が20km以内、かつ、高速自動車国道を通行しない通常の交通事情における移動時間が概ね20分以内であること。

ウ 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応が可能なこと。

エ 変更契約を行う場合は、変更契約後の請負代金の額（税込）による区分の判断基準により、改めて兼任可否の判断を行うこと。

（兼任の申請）

第4条 受注者が、他の工事の現場代理人と兼任しようとする場合は、次により申請させること。

(1) 島田市発注工事間で兼任

島田市発注工事間で兼任しようとする場合は「現場代理人の兼任申請書」（様式1）により、それぞれの主管課（以下「工事主管課」という。）に申請させること。主管課は申請書を受理したときは、速やかに「現場代理人の兼任承認通知書（様式2-1）又は「現場代理人の兼任否認通知書」（様式2-2）により兼任の可否等を通知すること。申請者が上記通知書を受理したときは、兼任をしようとする他の工事の主管課に通知書の写しを提出させ、主管課は兼任しようとする他の工事の主管課の承認を受けていることを確認すること。

(2) 島田市発注工事と市以外の機関の発注工事との兼任

島田市発注工事と島田市以外の機関の発注工事間で兼任しようとする場合は「現場代理人兼任申請書」（様式1）により申請させること。主管課は、申請書に兼任しようとする他の工事の「発注者が兼任を承認したことがあきらかな書類（打合せ記録等）の写しを添付又は後日提出させ、兼任しようとする他の工事の発注者が承認していることを確認すること。

（兼任を認めた場合の遵守事項）

第5条 兼任を認めた場合は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 監督員と常に携帯電話等で連絡を取ることができること。

(2) 現場代理人が工事現場を離れる場合は、工事現場に連絡員等を設置し、携帯電話等で常に連絡が可能であること。携帯電話の通話ができない区域の工事現場においては、近傍の現場事務所等に固定電話を設置していること。

（その他事項）

第6条 島田市発注工事における現場代理人の兼任は、原則、本要領によるものとし、入札公告、指名通知書等への記載は行わないものとする。

2 本要領により難しい場合は、契約検査課と協議すること。

附 則

この要領は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

様式 1

現場代理人の兼任申請書

年 月 日

島田市長

(請負者) 住所
氏名

島田市発注の下記工事に係る現場代理人について、他の工事の現場代理人との兼任を申請します。

記

請負者名			
現場代理人氏名		連絡先	
工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる事項又は施工に当たり相互に調整を要する事項	* (3,500万円(建築一式は7,000万円)以上の場合に記入)		
兼任を申請する工事 (工事1)	工事名		
	工事箇所		
	工期	年 月 日から 年 月 日まで	
請負金額(税込) ¥	発注機関名		
	監督員		
工事1と現場代理人を兼任しようとする他の工事 (工事2)	発注機関名		
	工事名		
	工事箇所		
	工期	年 月 日から 年 月 日まで	
請負金額(税込) ¥	兼任しようとする工事現場間の所要時間(直線距離)	工事1から	約 分 (Km)
工事1及び2と現場代理人を兼任しようとする他の工事 (工事3)	発注機関名		
	工事名		
	工事箇所		
	工期	年 月 日から 年 月 日まで	
	請負金額(税込) ¥	兼任しようとする工事現場間の所要時間(直線距離)	工事1から
		工事2から	約 分 (Km)

* 契約書の写しを添付すること。

* 兼任しようとする工事の発注者が兼任を承認したことが明らかな書類(現場代理人の兼任承認書の写し(県発注工事)、打ち合わせ記録簿の写し等(県以外の機関の発注工事))を添付(又は後日提出)すること。

現場代理人の兼任承認通知書

第 号
年 月 日

請負者 様

島田市長



島田市発注の下記工事に係る現場代理人について、他の工事と兼任することを承認します。

記

1 兼任を承認する工事

請負者名	
現場代理人氏名	
兼任を承認する工事 (工事 1)	
工事 1 の現場代理人と 兼任を承認する他の工事 (工事 2)	
工事 1 及び 2 の現場代 理人と兼任を承認する 他の工事 (工事 3)	

2 条件

- (1) 兼任を承認する工事（工事 2 又は工事 3）の兼任が認められていることを証する書類（現場代理人の兼任承認通知書の写し（県発注工事）、打ち合わせ記録簿の写し等（県以外の機関の発注工事））の提出をもって兼任を承認する。
- (2) 現場代理人は、発注者及び工事現場の連絡員等と、連絡を確実に行うことができる体制をとらなければならない。
- (3) 現場代理人は、兼任する工事のいずれかに常駐するものとする。
- (4) 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。

現場代理人の兼任否認通知書

第 号
年 月 日

請負者 様

島田市長



年 月 日付で申請があった現場代理人の兼任は、下記の理由により否認します。

記

請負者名	
現場代理人氏名	
兼任を否認する工事名 (工事 1)	
理由	
工事 1 と現場代理人の兼任を 否認する他の工事 (工事 2)	
理由	
工事 1 及び 2 と現場代理人の 兼任を否認する他の工事 (工事 3)	
理由	

○島田市工事手直し取扱要領

平成17年 5月 5日 島田市長職務執行者決裁により
本要領を継承
最終改正 令和 4年 4月 1日

1 趣 旨

この要領は、島田市建設工事検査規定第 13 条第 1 項の規定による、工事手直し取扱いについて必要な事項を定める。

2 工事手直しの取扱い

検査の結果手直しを要する場合は、次の(1)、(2)、(3)の区分に従って措置する。なお、大規模な手直しになると思われる場合は、上司に報告しその指示によるものとする。

- (1) 出来形、品質の不良不足、施工間違い等で除去、改造、補強、補設、再施工等、工事目的物の機能を発揮させるに重大な手直しを要するものは、工事手直し指示書（様式第 1 号）を発し修補完了届出書（島田市建設工事執行規則様式第 16 号）を受け再検査依頼書（様式第 2 号）により再検査を執行する。
- (2) 出来形、品質の不良不足、施工間違い等で許容値を超えるものであっても小範囲、少数のものであって工事目的物の機能を発揮させるに重要な支障とならないものは、工事手直し指示書（様式第 3 号）を発し工事手直し完了確認報告を受けることにより、再検査を省略することができる。
- (3) 工事目的物の構造、機能に支障とならない小範囲のきず、調整不良、仕上げ目残し、清掃等ごく部分的軽易のものは、監督員に伝達し手直しさせることにより再検査を省略することができる。

3 検査結果の通知

手直し後の検査結果の請負人への通知は、建設工事検査結果通知（島田市建設工事検査規定様式第 3 号）により行う。

附 則

この要領は、平成 17 年 5 月 5 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 19 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

○島田市建設工事執行規則の運用について

平成17年5月5日 島田市長職務執行者決裁により
総務部長通知を継承
最終改正 令和4年4月1日

(建設工事の見積期間(第6条))

- 1 原則として、土曜日、日曜日、祝日、年末・年始の休日等を除いた期間で各号の期間を確保すること。

(建設工事請負契約約款の添付の省略(第11条))

- 2 請書により建設工事の請負契約を締結する場合は、建設工事請負契約約款の添付は要しないものとする。

(権利又は義務の譲渡の承諾(第13条))

- 3 請負契約により生ずる義務はもとより、権利についても請負者が加入している事業協同組合から制度的に建設工事の施工に必要な資金を借入れるため、請負代金請求権を当該組合に譲渡する場合のほかは、原則として第三者に対し譲渡することを承諾しないこと。

(監督員の氏名等の通知(第21条))

- 4 監督員の氏名等は次のとおり通知する。

(1) 監督員の氏名は、書面により通知するが、100万円未満の建設工事であって当該工事担当の課長が特に書面による必要がないと認めるものについては、口頭で通知することにより、これに代えることができるものとする。

(2) 監督員は当該工事担当課長が決めること。

(3) 監督員の氏名等の書面による通知は、監督員通知書(様式第1号)別紙により行うものとする。

(主任技術者、現場代理人等の通知(第22条))

- 5 主任技術者又は監理技術者、監理技術者補佐、現場代理人及び専門技術者の氏名は、書面により通知させるが、100万円未満の工事であって当該工事担当の課長が特に書面により通知させる必要がないと認めるものについては、口頭で通知させることにより、これに代えることができるものとする。

(履行報告(第23条第2項))

- 6 契約の履行についての報告とは、過去の履行状況についての報告のみではなく、施工計画書等の履行計画についての報告も含むものであること。

(支払条件の明確化(第44条、第46条及び第49条))

- 7 請負代金の一部又は全部の支払を翌年度以降の予算により行う建設工事については、その支払いの条件を入札執行通知書に記載して通知するとともに、請負契約の締結にあたっては契約書に明記すること。

(「著しく請負代金額を増額された場合」の定義(第47条))

- 8 「著しく請負代金額を増額された場合」とは、工期(当該増加に係る変更契約において工

期を延長した場合における変更後の工期を含む。)の2分の1を経過する日以前において、1回の変更契約により当初の請負代金額の10分の3を超える額を増加した場合をいう。

(設計図書で別に定める契約不適合責任期間(第64条))

- 9 次の表の第1欄に掲げる工事の契約不適合責任期間は、同表の第2欄に掲げる期間とし、仕様書に記載して請負契約を締結すること。

工 事	契約不適合責任期間	備 考
木橋工事	1 年	
簡易舗装工事	1 年	
芝工事(種子吹付工事を含む。)	1 年	
モルタル又はコンクリート吹付工事	1 年	
照明器具工事	1 年	
植栽工事	1 年	

(工事材料の製造請負契約に関する適用)

- 10 工事材料の製造請負については、次のとおり適用する。

(1) この規則は、請負工事に支給する工事材料の製造請負契約について準用する。この場合において、第11条第1項中「建設工事請負契約書(様式第2号(その1))」とあるのは「製造請負契約書(様式第2号)」と、第43条第1項中「完成届出書(様式第15号)」とあるのは「完了届出書(様式第3号)」と同条第2項中「14日」とあるのは「10日」と、第44条第2項及び第3項中「40日」とあるのは「30日」と読み替えるものとする。

(2) 工事が材料の製造請負契約について、入札を行う場合においては、入札者に対し、あらかじめ見本品を提出させることができる。

島田市総合評価落札方式入札に伴う評価（落札者決定）基準

区分	評価項目	評価基準	配点	最大 得点	摘要
企業 の 施 工 能 力	平成19年4月以降の同種・類似工事の施工実績の有無(15年間)	同種工事の実績あり	1.0	1.0	同種工事は、平成19年4月以降に国、地方公共団体又は特殊法人等が発注した工事を対象 類似工事は、平成19年4月以降に国、地方公共団体又は特殊法人等が発注した工事を対象
		類似工事の実績あり	0.5		
		実績なし	0.0		
	過去3か年度における工事成績評定点の平均点	△点以上※	3.0	3.0	工事成績は、島田市が発注した令和元年度～令和3年度に完成した最終契約金額100万円以上の同種工事の平均点とする。 ※点数は工種の平均点
		○点以上△点未満※	1.5		
		○点未満※	0.0		
		過去3か年度において69点以下の実績がある場合は得点を減点する	-1.0		
	過去2か年度における優良技術者の輩出の有無	優良技術者の輩出実績あり	1.0	1.0	優良技術者とは、島田市が実施した優良建設工事主任技術者等表彰の受賞者
		実績なし	0.0		
	前年度における週休2日工事の施工実績の有無	4週8休以上の実績が複数件あり	1.0	1.0	国、地方公共団体又は特殊法人等が発注した工事のうち、発注機関が定める週休2日工事実施要領等に基づき実施した工事を対象
		4週8休以上の実績あり	0.5		
		実績なし	0.0		
	建設キャリアアップシステムの登録実績、活用申請の有無	「事業者登録」の実績あり	0.5	1.0	「活用申請」とは、当該工事における評価点申請時に、「建設キャリアアップシステム」を活用とした場合。 「活用申請」ありの場合は、「事業者登録」実績の有無に関わらず「事業者登録」の実績ありとして評価する。 活用申請ありの評価対象：当該工事において、一般財団法人建設業振興基金によって運営がなされている「建設キャリアアップシステム」の活用を申請する元請を評価対象とする。 活用申請ありの履行確認書類：「建設キャリアアップシステム」からの出力される「現場・契約情報」で、元請事業者として当該工事による現場で登録された就業履歴数（1以上）の確認ができるもの。 履行されない場合は、工事成績評定から、評価基準項目1項目につき3点を減ずる。
		当該工事による「活用申請」あり	+0.5		
「事業者登録」の実績なし		0.0			
品質管理・環境マネジメントシステムの取組状況	ISO9001若しくはISO14001、又はエコアクション21の認証を取得している	2.0	2.0	ISO又はエコアクション21認証・登録証の写しで確認	
	認証を取得していない	0.0			

区分	評価項目	評価基準	配点	最大得点	摘要
配置 予定 技術者 の 能力	技術者資格	1級技術者（施工管理技士）、 又は同等の資格	2.0	2.0	同等の資格とは、当該工事の発注 工事と同業種で監理（主任）技術者 になりうる資格（例：技術士（〇〇 部門、又は技術士総合技術監理部 門）） 必要に応じて発注業種に適合する資 格者を随時設定する。
		2級技術者（施工管理技士他）	1.0		
		その他	0.0		
	平成19年4月以降の主 任（監理）技術者、監 理技術者補佐又は現 場代理人の施工経験	主任（監理）技術者又は監理技 術者補佐として、同種工事の実 績あり	2.0	2.0	同種工事は、平成19年4月以降に 国、地方公共団体又は特殊法人等が 発注した工事を対象 類似工事は、平成19年4月以降に 国、地方公共団体又は特殊法人等が 発注した工事を対象
		主任（監理）技術者又は監理技 術者補佐として、類似工事の実 績あり	1.0		
		現場代理人として、同種工事の 実績あり	1.0		
		現場代理人として、類似工事の 実績あり	0.5		
		実績なし	0.0		
	過去5か年度におけ る優良技術者表彰の 有無	市長表彰の実績あり	2.0	2.0	島田市が実施した優良建設工事主任 技術者等表彰の受賞者
		実績なし	0.0		
継続教育（CPD、 CPDS）の取組み状況	継続教育の証明あり（各種団体 推奨単位以上取得）	1.0	1.0	平成30年度から令和3年度までの過 去4か年度における任意の1年間に おいて取得した各団体が発行する取 得単位の証明書の写し	
	継続教育の証明なし又は各種団 体推奨単位未満の取得	0.0			
企業 の 社会性 ・ 信頼性	過去5か年度の災害 協定に基づく活動実 績の有無及び有事の 備え	災害協定の締結あり	0.5	1.5	災害協定とは、島田市と災害時に おける応急対策業務（応急仮設住宅 建設協定を含む）に係る協定をい う。 建設機械所有とは、災害協定を締 結している者のうち経営規模等評価 結果通知に3台以上の記載のある者 を評価する。 活動実績とは、平成29年度以降災 害協定に定める災害時における応急 対策業務（応急仮設住宅建設協定を 含む）の実績
		建設機械所有	+0.5		
		島田市における活動実績あり	0.5		
		締結なし・建設機械所有なし	0.0		
	過去1年間のボラン ティア活動の実績の 有無	活動実績あり	1.0	1.0	ボランティア活動とは、令和3年 度実施した島田市内における道 路・河川・公園等の公共土木施設の 美化活動や環境保全活動で企業とし ての取組みの実績 実績には建設業協会等が主催する 活動実績を含む。
		実績なし	0.0		
	労働福祉の状況（障 がい者雇用状況）	障がい者雇用企業として名簿 （静岡県経済産業部）に登録	0.5	0.5	障がい者雇用企業審査結果通知書 （県知事）の写しを添付
		該当なし	0.0		
	次世代育成支援企業	静岡県次世代育成支援企業認証 制度による認定	0.5	0.5	静岡県次世代育成支援企業認証書の 写しを添付
		該当なし	0.0		
	市内企業の施工割合	市内企業の施工割合が70%以上	2.5	2.5	別紙記載
		市内企業の施工割合が50%以上 70%未満	1.5		
		市内企業の施工割合が40%以上 50%未満	1.0		
市内企業の施工割合が40%未満		0.0			
計				22.0	
換算				20.0	

1. 遠隔地からの労働者確保に要する間接費の設計変更について (令和3年12月21日通知) P1

工事箇所周辺だけでは労働者を確保できず、遠隔地から労働者を確保せざるを得ない場合に、労働者の宿泊や輸送に要する費用が必要となり、現行の積算基準書により算出した間接費と乖離が生じる可能性があることから、契約締結後の受注者の支出実績を踏まえて、共通仮設費及び現場管理費を設計変更する。

2. デジタルサイネージ等の活用について (令和4年1月27日通知) P9

デジタル技術の活用による効率化や、建設業の働き方改革、建設現場の生産性の向上の推進の観点から、デジタルサイネージ等を活用した施工体系図及び標識の掲示をする。

3. 産官連携による一斉休工の取組について (令和4年3月8日通知) P14

毎月第2・第4土曜日を「ふじ丸デー」とし、産官が連携して県内公共工事の一斉休工に取り組む。

4. 建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドラインの改訂について (令和4年3月30日通知) P19

ガイドラインを踏まえ、引き続き、建設現場の「三つの密」対策等の徹底が求められています。

建経業第 259 号
建経技第 375 号
令和 3 年 12 月 21 日

本庁各課及び各出先機関の長 様

建設業課長
技術調査課長

「遠隔地からの労働者確保に要する間接費の設計変更」について（通知）

工事箇所周辺だけでは労働者を確保できず、遠隔地から労働者を確保せざるを得ない場
合に、労働者の宿泊や輸送に要する費用が必要となり、現行の積算基準書により算出した間
接費と乖離が生じる可能性があることから、契約締結後の受注者の支出実績を踏まえて、共
通仮設費及び現場管理費を設計変更することについて下記のとおり定めたので通知します。

なお、土木事務所においては、貴管内市町（政令市を含む）へ参考送付願います。

記

1 実施資料

- ・「遠隔地からの労働者確保に要する間接費の設計変更」について
- ・遠隔地からの労働者確保に関する特記仕様書（例）
- ・遠隔地からの労働者確保に係る実績報告書（様式 1）
- ・遠隔地からの労働者確保に要する間接費の設計変更 Q&A

2 対象工事

土木工事標準積算基準書（機械設備工事を除く）、港湾工事標準積算基準書、土地改良
工事積算基準（施設機械設備工事等を除く）及び治山林道必携（森林整備保全事業設計積
算要領）の工種区分により積算する工事。

3 適用時期

令和 4 年 1 月 1 日以降に設計積算するものから適用する。

4 参考資料

- ・積算例
- ・計算書（遠隔地からの労働者確保）

担当：技術調査課
TEL：054-221-2131
FAX：054-221-3569

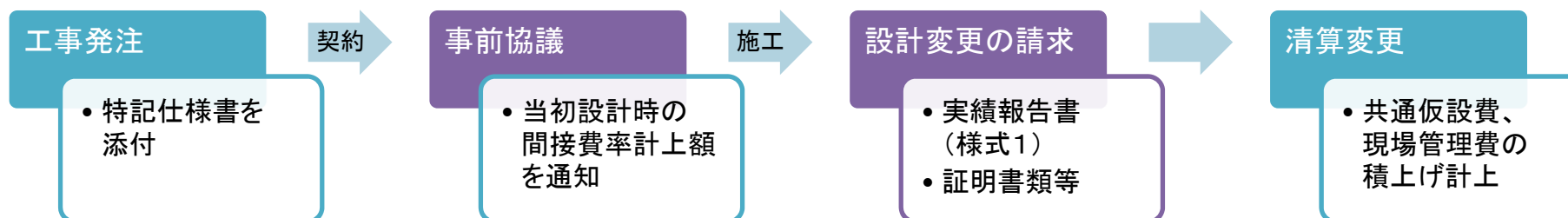
遠隔地からの労働者確保に要する間接費の設計変更

工事箇所周辺だけでは労働者を確保できず、**遠隔地から労働者を確保せざるを得ない場合**に、労働者の宿泊や輸送に要する費用が必要となり、現行の積算基準書により算出した間接費と乖離が生じる可能性がある。このため、契約締結後の受注者の支出実績を踏まえて、**共通仮設費及び現場管理費を設計変更**する。

■対象となる間接費

構成費目		率分に含まれる主な項目
共通仮設費 (営繕費)	借上費	労務者宿舎としてアパート、民家等を長期借上げした場合に要した費用
	宿泊費	労働者が旅館、ホテル等に宿泊した場合に要した費用
	労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送をするために要した費用 (運転手賃金、車両損料、燃料費等含む)
現場管理費 (労務管理費)	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、帰省旅費及び解散手当
	賃金以外の食事、通勤等に要する費用	労働者の早出、残業時の食事費(事業主負担分)、食事補助費、支給した交通費 <ul style="list-style-type: none"> 労働者の住居から、会社又は研修までの交通機関等の実費費用に応じて支給される手当 会社から現場、あるいは職場から現場までの交通機関等の実費費用に応じて支給される手当 遠隔地での工事等で、労働者個人が立替払いした旅費の支弁に当たる手当

■設計変更フロー



遠隔地からの労働者確保に要する間接費の設計変更

■積算方法

最終（清算）変更における積算は、次式により算出した「設計変更対象費（積上）」を、共通仮設費及び現場管理費のそれぞれに積上計上する。（設計変更対象費（積上）がマイナスとなった場合、積上げによる設計変更は行わない。）

$$\text{設計変更対象費（積上）} = \text{支出実績額}^{(\ast 1)} - \text{間接費率計上額}^{(\ast 2)}$$

※1: 支出実績額＝実績報告書（様式1）の額（ただし、証明書類において確認された費用）

※2: 間接費率計上額＝積算基準により算出した共通仮設費（率分）又は現場管理費×実績変更対象費の割合

■算出例

【共通仮設費分】

費目	金額	備考
支出実績額	3,000,000円	①
間接費率計上額	2,000,000円	②
設計変更対象費（積上）	1,000,000円	③＝①－②

【現場管理費分】

費目	金額	備考
支出実績額	2,000,000円	①
間接費率計上額	1,500,000円	②
設計変更対象費（積上）	500,000円	③＝①－②

■Q&A

Q：対象となる労働者とは？

A：設計変更対象費の対象は「労働者」とします。（社員等従業員は対象外）

対象	労働者とは、 直接、肉体的もしくは技能的労働に伴って工事施工に従事する者。（普通作業員、世話役、重機オペレータ、鉄筋工、とび工、石工、配管工、大工、左官、電工、 交通誘導警備員 ）
対象外	社員等従業員とは、 ・元請者あるいは下請者が、恒常的な業務に従事させるために雇用し、そのために必要な知識・技能を有する者。（現場代理人、監理（主任）技術者、現場管理を行う技術員等） ・特定の業務あるいは臨時の業務に従事させるために、現業員、技能員、補助員等の名称で雇用し、そのために必要な知識・技能を有する者。（夜警員、倉庫番、食事係、連絡運転手、事務員等）

「遠隔地からの労働者確保に要する間接費の設計変更」について

1. 目的

工事箇所周辺だけでは労働者を確保できず、遠隔地から労働者を確保せざるを得ない場合に、労働者の宿泊や輸送に要する費用が必要となり、現行の積算基準書により算出した間接費と乖離が生じる可能性がある。このため、契約締結後の受注者の支出実績を踏まえて、共通仮設費及び現場管理費を設計変更することについて、その運用を定めるものである。

2. 対象工事

静岡県が発注する土木工事標準積算基準書（機械設備工事を除く）、港湾工事標準積算基準書、土地改良工事積算基準（施設機械設備工事等を除く）及び治山林道必携（森林整備保全事業設計積算要領）（以下、「積算基準等」という。）の工種区分により積算する工事を対象とする。

3. 対象となる間接費

共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）のうち、以下を設計変更の対象とする。

構成費目		率分に含まれる主な項目
共通仮設費 (営繕費)	借上費	労働者宿舎としてアパート、民家等を長期借上げした場合に要した費用
	宿泊費	労働者が旅館、ホテル等に宿泊した場合に要した費用
	労働者送迎費	労働者をライトバン等で日々当該現場に送迎輸送をするために要した費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）
現場管理費 (労務管理費)	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、帰省旅費及び解散手当
	賃金以外の食事、通勤等に要する費用	労働者の早出、残業時の食事費（事業主負担分）、食事補助費、支給した交通費 ・ 労働者の住居から、会社又は研修までの交通機関等の実費費用に応じて支給される手当 ・ 会社から現場、あるいは職場から現場までの交通機関等の実費費用に応じて支給される手当 ・ 遠隔地での工事等で、労働者個人が立替払いした旅費の支弁に当たる手当

4. 特記仕様書

対象工事については、別添の例を参考に特記仕様書を添付する。

5. 事前協議

(1) 受注者は、設計変更を請求する場合は、書面により、発注者に事前協議すること。

(記載例)

本工事においては、工事箇所近隣において当該工種が施工可能な労働者の確保が困難な状況にあることから、「遠隔地からの労働者確保に要する間接費の設計変更」に基づく事前協議を行います。

(2) 発注者は、上記に規定する協議があったときは、その内容の確認・検討を行い、対象工事であれば受理する。

6. 事前協議に伴う設計変更対象費の通知

発注者は、事前協議が行われた場合は、当初設計時における間接费率計上額を受注者に通知する。

なお、通知する間接費率計上額は、別に定める、積算基準等の工種区分ごとの共通仮設費及び現場管理費に占める実績変更対象費の割合から算出する。

(記載例)

本工事における間接費率計上額は以下のとおりです。

費目	共通仮設費 (営繕費)	現場管理費 (労務管理費)
間接費率計上額 (当初)	〇〇〇, 〇〇〇円	〇〇〇, 〇〇〇円

「遠隔地からの労働者確保に要する間接費の設計変更」を請求する場合は、実績報告書及び実際に支払った全ての確認書類 (領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書などをいう。) を提出し、協議するものとする。

7. 設計変更の請求

受注者は、遠隔地からの労働者確保に係る実績報告書 (様式1)、各費目の集計表 (様式①~④) 及び実際に支払った全ての確認書類 (領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書などをいう。) を提出して、設計変更の内容について発注者と協議する。

8. 積算方法

最終 (精算) 変更における積算は、次式により算出した「設計変更対象費 (積上)」を、共通仮設費及び現場管理費のそれぞれに積上げ計上し、設計変更するものとする。

$$\text{設計変更対象費 (積上)} = \text{支出実績額}^{(\ast 1)} - \text{間接費率計上額}^{(\ast 2)}$$

(※1) 支出実績額

= 遠隔地からの労働者確保に要する実績報告書 (様式1) の額
(ただし、証明書類において確認された費用 (税抜き)。)

(※2) 間接費率計上額 (小数点以下切捨て)

= 「積算基準等により算出した共通仮設費 (率分) 又は現場管理費 (率分)」
(各種補正を考慮する) × 実績変更対象費の割合

① 「支出実績額」は、共通仮設費と現場管理費毎に算出する。

② 「支出実績額」が、「間接費率計上額」を超過しなかった場合、「設計変更対象費 (積上)」による設計変更は行わない。(積算基準等により共通仮設費、現場管理費を算出する。)

【算出例】

○ 「共通仮設費」の「設計変更対象費 (積上)」の額の算出

費目	金額	備考
支出実績額【共通仮設費分】	3,000,000円	①
間接費率計上額【共通仮設費分】	2,000,000円	②
設計変更対象費 (積上)【共通仮設費分】	1,000,000円	③=①-②

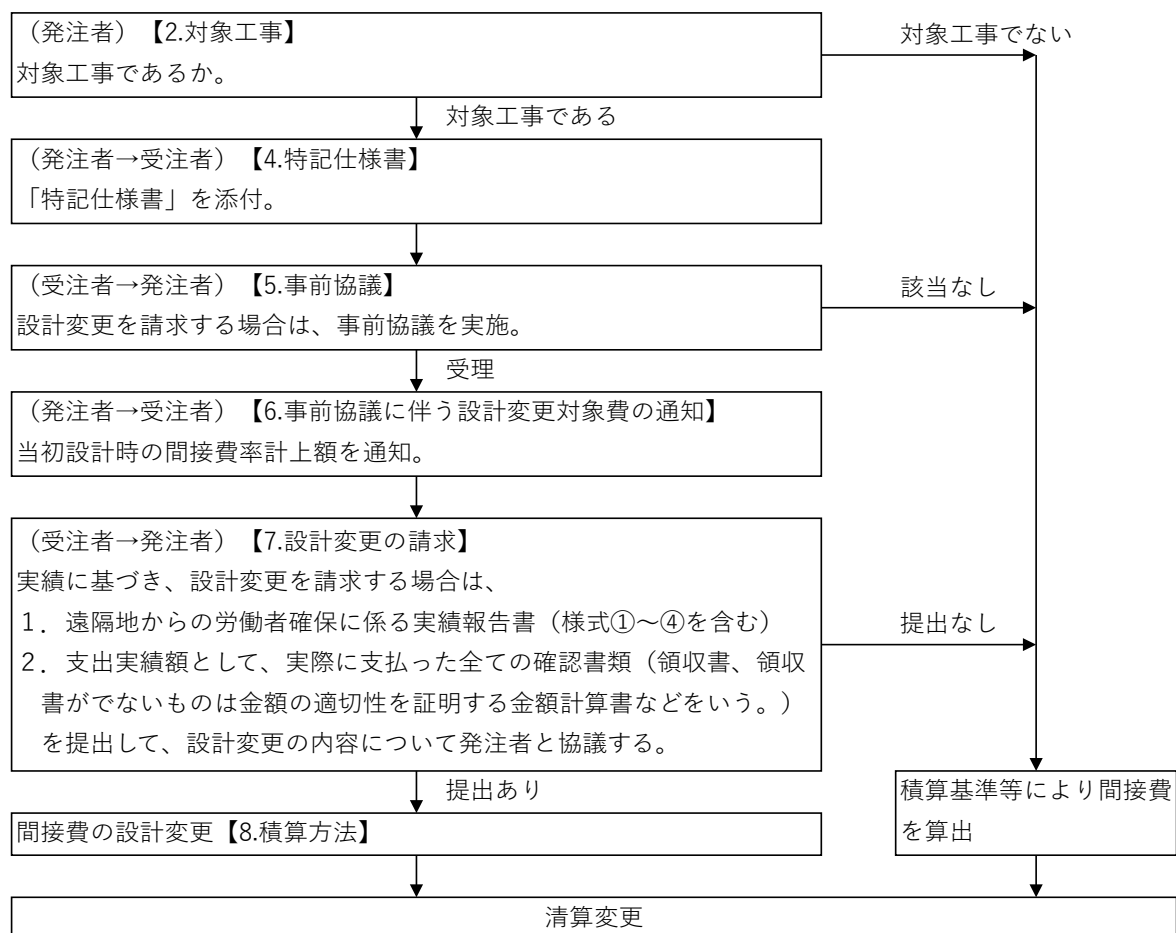
※設計変更対象費 (積上)【共通仮設費分】がマイナスとなった場合、設計変更対象費の積上による設計変更は行わない。

○ 「現場管理費」の「設計変更対象費 (積上)」の額の算出

費目	金額	備考
支出実績額【現場管理費分】	2,000,000円	①
間接費率計上額【現場管理費分】	1,500,000円	②
設計変更対象費 (積上)【現場管理費分】	500,000円	③=①-②

※設計変更対象費 (積上)【現場管理費分】がマイナスとなった場合、設計変更対象費の積上による設計変更は行わない。

【労務者確保に要する間接費の設計変更フロー】



9. 設計変更対象費について

(1) 対象

①設計変更対象費の対象は、「労働者^(※3)」とする。(「社員等従業員^(※4)」は対象外)

(※3) 労働者とは、

- ・直接、肉体的もしくは技能的労働に伴って工事施工に従事する者。(普通作業員、世話役、重機オペレータ、鉄筋工、とび工、石工、配管工、大工、左官、電気、交通誘導警備員)

(※4) 社員等従業員とは、

- ・元請企業、あるいは下請企業が、恒常的な業務に従事させるために雇用し、そのために必要な知識・技能を有する者(例 現場代理人、監理(主任)技術者、現場管理を行う技術員等)
- ・特定の業務、あるいは臨時の業務に従事させるために、雇用、現業員、技能員、補助員等の名称で雇用し、そのために必要な知識・技能を有する者(例 夜警員、倉庫番、食事係、連絡者運転手、事務員等)

(2) 借上費

①建物を建築する代わりに貸ビル、マンション、民家等を長期借上げした場合に要した費用を対象とする。

②借上費集計表(様式①)に取りまとめ、賃貸契約に係る契約書の写し、借上げに要した領収書(税抜き額が確認できるもの)^(※5)を添付すること。

③賃貸契約に記載されている敷金、礼金その他賃貸契約に係る費用等(税抜き額が確認できるもの)を含めるものとする。

(3) 宿泊費

- ①労働者が旅館、ホテル等に宿泊した場合に要した費用を対象とする。
ただし、宿泊費は、食事代（夕・朝食）を除いた額とする。
- ②宿泊費集計表（様式②）に取りまとめ、領収書（税抜き額が確認できるもの）^(※6)を添付すること。
- ② 領収書は、宿泊した労働者毎に提出すること。
- ③ 宿泊費（1泊当り）の上限額は、10,728円（税抜き）とする。
⑤宿泊費の妥当性が認められた場合は、上記の上限額によらないものとする。
（妥当性を証明する資料を添付すること。）

(4) 労働者送迎費

- ①リースのライトバン等を手配して、受注者の本社若しくは支店から現場まで労働者を送迎するために要した費用を対象とする。
- ②計上する費用は、運転手賃金、車両損料（賃料）、車両燃料等とすること。
- ③労働者送迎費集計表（様式③-1、様式③-2）に取りまとめ、車両燃料等に係る領収書（税抜き額が確認できるもの）^(※5)を添付すること。
- ④会社が運転手に支給した賃金等が把握できる調書等（受領書等）の写し^(※6)を添付すること。
- ⑤自社のライトバン等を使用した場合は、下記により損料額を算定すること。
（算定式） 車両損料＝損料単価（1時間当たり）×走行時間（h）
※損料単価は受注者との協議により決定することとするが、設定にあたっては、「建設機械等損料算定表」に掲載されている損料を参考にすること。

(5) 労働者の「赴任手当」、「帰省旅費」

- ①労働者が赴任することに要する手当、赴任・帰省に要する旅費を支給するために要した費用を対象とする。
- ②赴任手当、赴任・帰省旅費集計表（様式④-1）に取りまとめ、会社が労働者に支給した額が把握できる調書等（受領書等）の写し^(※6)を添付すること
- ③労働者を雇用する会社及び支店の所在地が分かる資料を添付すること

(6) 早出、残業費の食事費及び食事補助費

- ①所定労働時間を越える作業であると特記仕様書等に明記されている工事、協議により所定労働時間外の作業を行うこととなった工事において、労働者の早出、残業等に伴い会社が負担する食事費、食事の補助費を支給するために要した費用を対象とする。
- ②食費・食事補助費集計表（様式④-2）に取りまとめ、労働者に支給した額が把握できる調書等（受領書等）の写し^(※6)及び食事に要した領収書等（税抜き額が確認できるもの）^(※5)を添付すること。

(7) 通勤等に要する費用

- ①自宅又は宿舎から現場、あるいは現場から現場、あるいは自宅から会社までの交通機関等の実費用に応じて支給される費用、労働者個人が立替払いした旅費の支弁に当たる費用を対象とする。
- ②通勤費集計表（様式④-3）に取りまとめ、労働者に支給した額が確認できる資料（受領書等）の写し^(※6)を添付すること。
（※5） 証明書類として提出する領収書は、コピーを可能とする。
（※6） 労働者本人の受領印又は本人のサインが確認できる資料、賃金及び手当を銀行振込で行っている場合は、銀行の受付印のある給与振込依頼書（個別内訳を含む）又は振込領収書（個別内訳を含む）の写しとする。

附 則

この運用は、令和4年1月1日から施行する。

各都道府県建設業担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
(公 印 省 略)

施工体系図及び標識の掲示におけるデジタルサイネージ等の活用について

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第24条の8第4項の規定により、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、下請契約の請負代金の額が4,000万円（建築一式工事にあつては6,000万円）以上の場合、施工体系図を作成し、工事現場の見やすい場所に掲げなければならないこととされている。また、公共工事の場合は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。）第15条第1項の規定により、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、下請契約を締結した場合、施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならないこととされている。

さらに、法第40条においては、建設業者は、その店舗及び建設工事（発注者から直接建設工事を請け負ったものに限る。）の現場ごとに、公衆の見やすい場所に、許可番号や商号等を記載した標識を掲げなければならないこととされている。

今般、デジタル技術の活用による効率化や、建設業の働き方改革、建設現場の生産性向上の推進の観点から、デジタルサイネージ等を活用した施工体系図及び標識の掲示について、下記のとおりその取扱いを定め、各地方整備局建政部長等に通知したので、参考まで送付する。

記

1. 施工体系図の掲示について

法第24条の8第4項の規定による施工体系図の作成及び掲示は、多様化かつ重層化した下請構造という建設工事の特性を踏まえ、元請業者が下請業者の情報を含め施工体制を的確に把握し、その監督及び施工管理を行うことができるようにすること、また、元請業者のみならず各下請業者が工事の全容及び役割分担を確認できるようにすることを通じ、建設工事の適正な施工を確保することを目的としている。

こうした趣旨を踏まえると、書面ではなく、デジタルサイネージ等 I C T 機器を活用した掲示についても、以下の（１）～（４）の要件を満たす場合には、書面による掲示と同等の役割を果たしていると考えられ、法第 24 条の 8 第 4 項の規定による施工体系図の掲示義務を果たすものと考えて差し支えない。

- （１）工事関係者が必要なときに施工体系図を確認できるものであること。
- （２）当該デジタルサイネージ等において施工体系図を確認することができる旨の表示が常時わかりやすい形でなされていること（画面の内外は問わない）。
- （３）施工の分担関係を簡明に確認することが可能な画面サイズ、輝度、文字サイズ及びデザインであること（必要な場合には施工体系図を分割表示しても差し支えない）。
- （４）一定時間で画面が自動的に切り替わり、画面操作が可能ではない方式（スライドショー方式）のデジタルサイネージ等を使用する場合には、施工体系図の全体を確認するために長時間を要しないものであること。

また、入札契約適正化法第 15 条第 1 項は、法第 24 条の 8 第 4 項の規定の趣旨に加え、公共工事が適正な施工体制のもとに行われていることを担保するため、第三者の視点でも現場の施工体制を簡明に確認できるようにすることを目的としている。

こうした趣旨を踏まえると、デジタルサイネージ等を活用し、「工事関係者が見やすい場所」に掲示する施工体系図については上記の（１）～（４）の要件を満たす場合に、「公衆の見やすい場所」に掲示する施工体系図については、上記の（２）～（４）の要件に加え、以下の（５）及び（６）の要件を満たす場合に、それぞれ入札契約適正化法第 15 条第 1 項の規定による施工体系図の掲示義務を果たすものと考えて差し支えない。

- （５）公衆が必要なときに施工体系図を確認できるものであること。
- （６）施工時間内のみならず施工時間外においても公衆が施工体系図を確認することができるよう、人感センサーや画面に触れること等により画面表示ができるものであること。なお、工事現場が住宅地に位置する等周辺環境への配慮が必要であり、施工時間外のうち一定の時間画面の消灯が必要な場合においては、デジタルサイネージ等の周囲にインターネット上で施工体系図の閲覧が可能である旨を掲示することを条件に、施工時間外は、当該デジタルサイネージ等による掲示に代わり、インターネット上で施工体系図を閲覧する措置を講じることができることとする。

2. 標識の掲示について

法第 40 条の規定による標識の掲示は、建設工事の施工が建設業法による許可を受けた業者によってなされていることや、安全施工、災害防止等の責任主体を対外的に明らかにすることを目的としている。

こうした趣旨を踏まえると、書面ではなく、デジタルサイネージ等 I C T機器を活用した掲示についても、以下の（１）～（３）の要件を満たす場合には、書面による掲示と同等の役割を果たしていると考えられ、法第 40 条の規定による標識の掲示義務を果たすものと考えて差し支えない。なお、標識の様式については、建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）別記様式第 28 号（店舗）及び別記様式第 29 号（工事現場）によることに留意する必要がある。

- （１） 公衆が必要なときに標識を確認できるものであること。
- （２） 当該デジタルサイネージ等において標識を確認することができる旨の表示が常時わかりやすい形でなされていること（画面の内外は問わない。）。
- （３） 施工時間内のみならず施工時間外においても公衆が標識を確認することができるよう、人感センサーや画面に触れること等により画面表示ができるものであること。なお、工事現場が住宅地に位置する等周辺環境への配慮が必要であり、施工時間外のうち一定の時間画面の消灯が必要な場合においては、デジタルサイネージ等の周囲にインターネット上で標識の閲覧が可能である旨を掲示することを条件に、施工時間外は、当該デジタルサイネージ等による掲示に代わり、インターネット上で標識を閲覧する措置を講じることができることとする。

国不建第447号
令和4年1月27日

各都道府県建設リサイクル法担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
(公 印 省 略)

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の規定に基づく標識の掲示における
デジタルサイネージ等の活用について

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第33条の規定により、解体工事業者は、その営業所及び解体工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所に、商号、名称又は氏名、登録番号等を記載した標識を掲げなければならないこととされている。

今般、デジタル技術の活用による効率化や、建設業の働き方改革、建設現場の生産性向上の推進の観点から、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に基づく標識の掲示について、「施工体系図及び標識の掲示におけるデジタルサイネージ等の活用について」（令和4年1月27日国不建第445号国土交通省不動産・建設経済局建設業課長通知）によりデジタルサイネージ等を活用した場合の取扱いを定め、各地方整備局建政部長等に通知し、各都道府県建設業担当部局長に参考送付したところである。

これを踏まえ、今般、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の規定に基づく標識の掲示についても、下記のとおりその取扱いを定めたので通知する。

貴職におかれては、十分留意の上、適切な掲示が行われるよう、解体工事業者に対し適切に指導されたい。

記

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第33条の規定による標識の掲示は、解体工事の施工が同法による登録を受けた業者によってなされていることや、安全施工、災害防止等の責任主体を対外的に明らかにすることを目的としている。

こうした趣旨を踏まえると、書面ではなく、デジタルサイネージ等ICT機器を活用した掲示についても、以下の（1）～（3）の要件を満たす場合には、書面による掲示と同等の役割を果たしていると考えられ、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第33条の規定による標識の掲示義務を果たすものと考えて差し支えない。

なお、標識の様式については、解体工事業に係る登録等に関する省令（平成 13 年国土交通省令第 92 号）別記様式第 7 号によることに留意する必要がある。

- (1) 公衆が必要なときに標識を確認できるものであること。
- (2) 当該デジタルサイネージ等において標識を確認することができる旨の表示が常時わかりやすい形でなされていること（画面の内外は問わない。）。
- (3) 施工時間内のみならず施工時間外においても公衆が標識を確認することができるよう、人感センサーや画面に触れること等により画面表示ができるものであること。なお、工事現場が住宅地に位置する等周辺環境への配慮が必要であり、施工時間外のうち一定の時間画面の消灯が必要な場合においては、デジタルサイネージ等の周囲にインターネット上で標識の閲覧が可能である旨を掲示することを条件に、施工時間外は、当該デジタルサイネージ等による掲示に代わり、インターネット上で標識を閲覧する措置を講じることができることとする。

建経業第 319-4 号
令和 4 年 3 月 8 日

県内各市町公共工事主管課長 様

静岡県交通基盤部長

産官連携による一斉休工（「ふじ丸デー」）の取組について

日頃から建設産業行政の推進につきまして、格別の御協力をいただきありがとうございます。

建設産業における働き方改革の機運醸成を図るため、令和 3 年 4 月から開始した、毎月第 2 土曜日を一斉に休工する「ふじ丸デー」の取組について、令和 4 年 4 月から第 4 土曜日を加えた月 2 日に拡充して実施していくこととしましたので、御承知願います。

つきましては、一斉休工（「ふじ丸デー」）の取組の趣旨を御理解いただき、受注者に対し周知のうえ、取り組むようお願いいたします。
あわせて、下記のとおり取組状況の報告に御協力をいただきますようお願いいたします。

記

1 毎月の取組状況の報告について

(1) 実施方法

①受注者に第 2 土曜日の取組状況を確認の上、報告様式に必要事項を入力

②1 (2) の提出期限までに、報告様式を静岡県建設業課課メール

(kensetsugyou@pref.shizuoka.lg.jp) あてに送付

※報告対象：第 2 土曜日分のみ

(2) 提出期限

毎月月末

2 周知用チラシの掲示について

【別添】周知用チラシ（令和 4 年度版）を窓口やホームページに掲載するなど、一斉休工の取組が民間工事にも広がるよう周知をお願いします。

担 当 建設経済局建設業課指導契約班
電話番号 054-221-3057



産官連携による一斉休工の取組方法等について

(静岡県交通基盤部建設経済局建設業課)

1 目的

働き方改革の機運醸成を図るため、令和2年10月に「ふじのくに建設産業働き方改革推進大会」を開催し、週休2日の確保等の推進を謳った「働き方改革推進宣言」を採択した。

これを具体的に推進する取組として、県内建設業界団体及び行政機関が、産官連携による一斉休工に取り組むことで、建設産業における労働環境の改善を目指す。

2 概要

(1) 対象工事

災害対応・復旧工事等緊急性が高い工事及び工程上やむを得ない工事を除き、原則全ての工事を対象とする。

(2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間のことをいう。

(3) 休工

対象期間において、現場事務所での事務作業を含め1日を通して現場や現場事務所が閉所されていることをいう。なお、巡回パトロールや保守点検等現場管理上必要な作業を行う場合を除く。

(4) 取組機関

(一社) 静岡県建設業協会、(一社) 静岡県建設産業団体連合会
国土交通省中部地方整備局、静岡県、静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、清水町、長泉町、小山町、吉田町、川根本町、森町

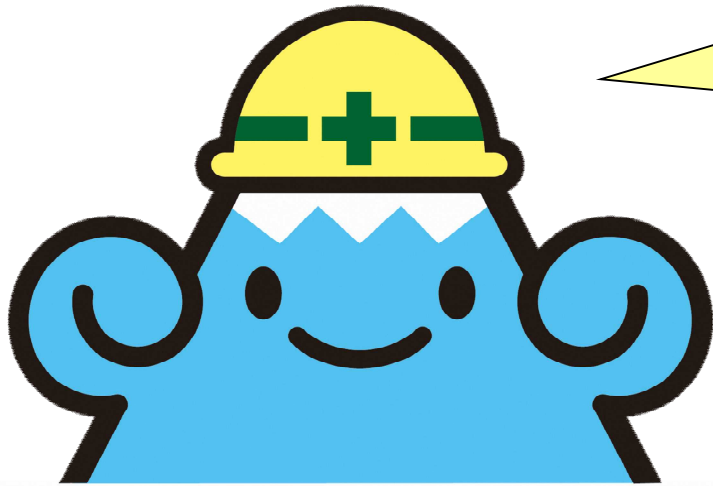
3 実施方法

- ・毎月第2、第4土曜日を「ふじ丸デー」とし、取組機関が県内公共工事の一斉休工に取り組む。
- ・受注者に対し、既に契約済みの工事は、対象期間中の第2、第4土曜日の休工を呼びかけるとともに、今後契約する工事は、施工計画等の作成にあたり休工日との調整を図るよう努める。
- ・受注者に対し、現場掲示用チラシを現場に掲示するよう依頼する。
- ・後日の検証のため、発注機関は取組状況（稼働中の工事件数及び取組未実施の件数）を取りまとめの上、毎月の状況を県建設業課へ報告する。なお、実施の可否の確認は、受注者の申告に基づいて行う。
- ・その他建設産業における働き方改革への理解を広げるため、取組機関は本取組に関する周知に努める。

毎月第2・第4土曜日は一斉休工！

“ふじ丸デー”

～県内公共工事の一斉休工に取り組めます！～



建設現場も働き方改革@静岡

働きやすい職場環境を目指しています！

皆様の御理解と御協力をお願いします。

「ふじ丸」とは・・・

県内建設産業の働き方改革の取組を
応援することをイメージした
ロゴマークの愛称です。

◆一斉休工日”ふじ丸デー” 令和4年度 実施日

4/9・23 5/14・28 6/11・25 7/9・23

8/13・27 9/10・24 10/8・22 11/12・26

12/10・24 1/14・28 2/11・25 3/11・25

(一社)静岡県建設業協会、(一社)静岡県建設産業団体連合会

国土交通省中部地方整備局

静岡県

静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、
焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、
菊川市、伊豆の国市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、
清水町、長泉町、小山町、吉田町、川根本町、森町（全35市町）

※災害対応・復旧工事等緊急性の高い工事は除きます。

お問合せ先

- ◆ 静岡県交通基盤部建設経済局建設業課
所在地 〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号
電話番号 054-221-3057

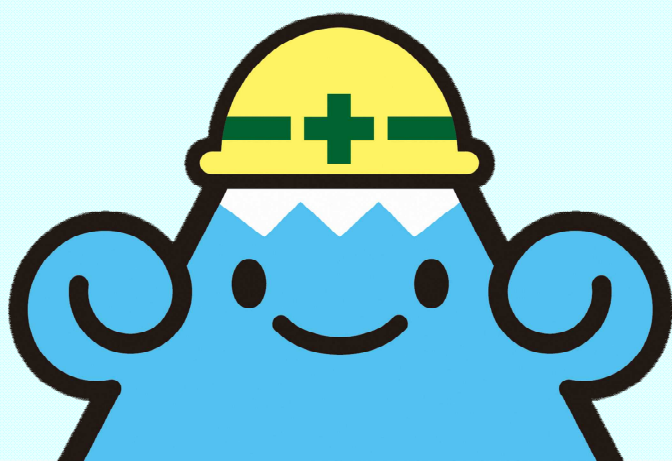


毎月 第2・第4 土曜日は

“ふじ丸デー”

一斉休工に

取り組みます!



建設現場も働き方改革@静岡

「ふじ丸」とは・・・

県内建設産業の働き方改革の
取組を応援することをイメージ
したロゴマークの愛称です。



お問合せ先

- ◆ 静岡県交通基盤部建設経済局建設業課
所在地 〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号
電話番号 054-221-3057

ふじのくに建設産業働き方改革推進宣言

～働く人々が夢・誇り・希望をもてる魅力ある建設産業を目指して～

建設産業は、安全・安心な生活に欠かせないインフラや住宅等を整備し、災害から地域を守る重要な役割を担う本県の基幹産業です。

しかし、建設産業の経営環境は依然として厳しい状況が続き、担い手不足が深刻化する中で、働き方改革も急務となっています。

そこで、建設産業に携わる関係者が一体となって「働き方改革」を進め、「建設産業における新4K（給料・休暇・希望・きれい）の実現」と「夢や誇りのもてる魅力ある産業への転換」を目指し、以下の項目を実行することを宣言します。

- 施工時期の平準化や適正な工期設定等により長時間労働を是正し、週休2日の確保を推進します。
- ワーク・ライフバランスの推進や工事現場への「快適トイレ」の設置等により、若者や女性が働きやすい環境の整備を進めます。
- 社会保険加入や建設キャリアアップシステムの活用による就労環境改善を進めます。
- ICTなどの先端技術を活用するとともに、メリハリの利いた業務の進め方により、生産性向上を図ります。
- 工事現場における労働安全・衛生環境の整備に取り組みます。
- 以上の取組が広く県民に理解され、社会全体の協力を得られるよう理解促進に努めます。

令和2年10月12日

静岡県、（一社）静岡県建設業協会、（一社）静岡県建設産業団体連合会

ふじのくに建設産業働き方改革推進宣言賛同企業

<宣言書提出・問い合わせ先>静岡県交通基盤部建設支援局建設業課指導契約班 電話番号 054-221-3057 FAX番号 054-221-3562

建経業第 354 号の 2
経政経第 68 号の 2
令和 4 年 3 月 30 日

県内各市町長 様
(政令指定都市を除く)

静岡県交通基盤部長
静岡県経済産業部長

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置の終了後における
工事及び業務の対応について (通知)

このことについて、令和 4 年 3 月 18 日付け事務連絡により国土交通省不動産・建設
経済局建設業課長から、別紙のとおり、新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重
点措置の終了後における工事及び業務の対応に関する通知がありました。

施工中の工事等における感染拡大防止措置等につきましては、引き続き、アルコール
消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、現場でのマスク着用、手洗い、
換気、「居場所の切り替わり」への注意など、感染予防の対応を行うとともに、施工に
伴う三つの密の発生の回避や影響緩和の対策が講じられるよう、引き続き適切な対応を
よろしくお願いします。

担 当 交通基盤部建設経済局建設業課指導契約班
電話番号 054-221-3059



事務連絡
令和4年3月18日

各都道府県入札契約担当部局長 殿
各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置の終了後における工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置に関する公示を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和4年3月4日）に伴う工事及び業務の対応について」（令和4年3月4日付け事務連絡）等により、適切な対応をお願いしてきたところです。

令和4年3月17日に、同年3月21日をもってまん延防止等重点措置を終了することとなり、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和3年11月19日（令和4年3月17日変更））（以下「基本的対処方針」という。）においては、医療提供体制の強化、ワクチン接種の促進、治療薬の確保を進め、感染リスクを引き下げながら経済社会活動の継続を可能とする新たな日常の実現を図ることとされたところです。

また、基本的対処方針では、個々人が「三つの密」の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗い等の手指衛生、換気等の基本的な感染対策を徹底することが感染拡大の防止の基本であるとされており、さらに、都道府県から事業者に対し、感染防止のための取組や「三つの密」等を避ける行動を徹底するよう、実践例も活用しながら促すこととされているところです。

これらのことを踏まえ、施工中の工事等における感染拡大防止措置等につきましては、引き続き、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所での定期的な消毒、現場でのマスク着用、手洗い、換気、「居場所の切り替わり」への注意などの感染予防の対応を行うとともに、施工に伴う「三つの密」の発生の回避や影響緩和の対策が講じられるよう、改めて、受注者に対して「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日（令和3年5月12日改訂版））」及び内閣官房の新型コロナウイルス感染症対策ホームページにおいて公表されている業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等の周知徹底を図るなど、適切なお対応を宜しく願います。

します。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の関係市町村（指定都市を除く。）に対しても、周知を宜しくお願いします。